

令和元年（2019年）11月6日
建設委員会資料
都市基盤部道路課

中野区無電柱化推進計画（案）についての
パブリック・コメント手続の結果及び計画の策定について

中野区無電柱化推進計画（案）についてのパブリック・コメント手続の結果及び当該結果を踏まえ策定した中野区無電柱化推進計画について下記のとおり報告する。

記

1 パブリック・コメント手続の結果について

(1) 公表及び意見募集期間

令和元年9月19日（木）から同年10月9日（水）まで

(2) 提出方法別意見提出者数

提出方法	電子メール	ファクシミリ	郵送	窓口
人（団体）数	0	0	0	0

2 中野区無電柱化推進計画について

別紙のとおり

別紙

中野区無電柱化推進計画

令和元年11月 中野区

目 次

第1章 中野区無電柱化推進計画の背景と目的	
1 計画策定の背景	1
2 推進計画の位置づけと関連計画	2
3 推進計画の目的と意義	3
第2章 これまでの取り組みと現状	
1 上位計画における無電柱化の動向	6
2 中野区におけるこれまでの取り組み	10
3 無電柱化の実績	13
第3章 無電柱化の手法と課題	
1 無電柱化手法の選定	15
2 無電柱化の課題	18
第4章 無電柱化推進計画	
1 推進計画の期間	20
2 無電柱化整備対象路線	20
3 無電柱化優先整備路線の指定	21
4 無電柱化優先整備路線の選定フローチャート	21
5 無電柱化優先整備路線の一覧	22
6 推進計画の目標	24
7 今後に無電柱化整備すべき路線	25
8 無電柱化を推進するための施策	26
第5章 無電柱化推進のために必要な事項	
1 関係者間の連携強化	29
2 今後検討の必要な事項	31
3 無電柱化情報の共有	32
4 広報・啓発活動	33
資料編	34
用語解説	57

第1章 中野区無電柱化推進計画の背景と目的

1 計画策定の背景

道路上に建ち並ぶ電柱・電線は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車いすの通行の妨げになっています。また、地震や台風などの災害時には、電柱の倒壊により、避難者や緊急車両の通行の障害となるほか、電気・通信などのライフラインが切断されるおそれがあります。

そこで国では、「災害の防止」、「安全かつ円滑な交通の確保」、「良好な景観の形成」等を図るため、平成28年12月に無電柱化の推進を目的として、「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化推進法」という。）を制定し、平成30年4月に「無電柱化推進計画」を策定しました。この無電柱化推進法において、都道府県及び区市町村に対して、「無電柱化推進計画」の策定を努力義務としました。

中野区では、平成28年3月に区政運営の指針である「中野区基本構想」、平成28年4月には、区の基本計画である「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）」を策定し、快適で安全な魅力ある都市基盤の整備の中で、震災や水害などの災害に強いまちづくりのために無電柱化を促進していくこととしています。

また、平成29年12月には、「中野区無電柱化推進方針」を策定し、無電柱化に関する基本的な考え方を示すとともに、総合的・計画的な無電柱化を推進していくために、「中野区無電柱化推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定することとしています。

こうした背景を踏まえて、推進計画を策定することに至りました。

無電柱化整備のイメージ図

【整備前】



【整備後】

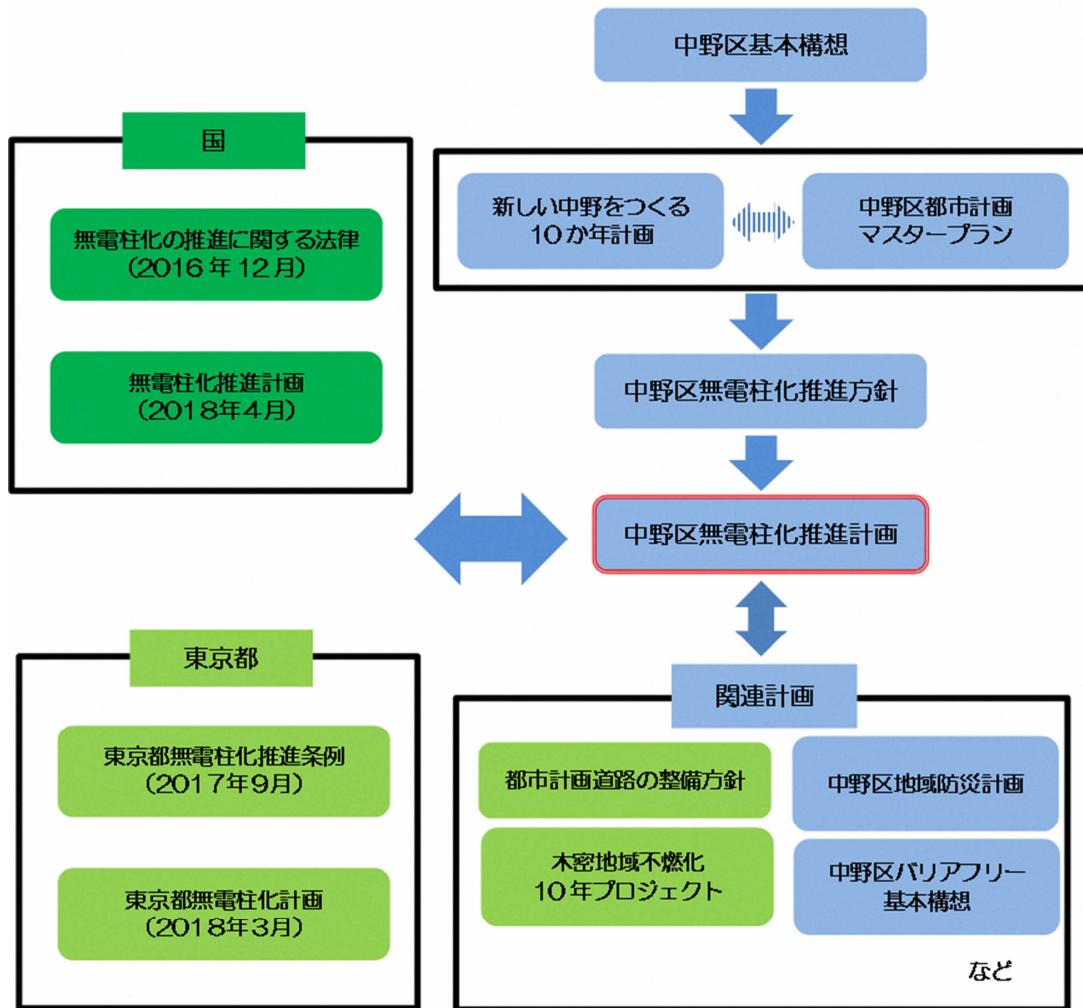


<区道 14-910>

2 推進計画の位置づけと関連計画

推進計画は、「無電柱化推進法 第8条第2項」に規定される「無電柱化推進計画」に相当するものであり、国の「無電柱化推進計画」及び都の「無電柱化計画」を基本として、区政運営の指針である「中野区基本構想」及び「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）」を上位計画とともに、「中野区地域防災計画」、「中野区バリアフリー基本構想」等を関連計画として、下図のとおりに位置づけます。

【中野区無電柱化推進計画の位置づけ】



3 推進計画の目的と意義

「中野区無電柱化推進方針」において、「まちの防災性の向上」、「安全な歩行空間の確保」、「良好な都市景観の創出」等を無電柱化の目的とすると規定しており、推進計画においても、区の魅力あふれる美しい街並みを取り戻し、安全・安心なくらしを確保するために、これらの目的に基づき、総合的・計画的に無電柱化を推進していきます。

(1) まちの防災性の向上

無電柱化により、災害時の電柱倒壊のリスクを排除し、避難活動空間を確保とともに、緊急車両等の通行や消防活動の支障とならないようにします。また、電線類の断線等の被災も軽減することができ、電気や電話などのライフラインの安定供給を確保します。

【災害時の救援活動を妨げる道路の状況】



(出典：国土交通省ホームページ)

(2) 安全な歩行空間の確保

通行の支障となる電柱を排除し、道路の有効幅員を確保することにより、ベビーカーや車椅子利用者等の移動の円滑化を図ります。

【通行を妨げる歩行空間】



(出典：国土交通省ホームページ)

(3) 良好的な都市景観の創出

視線を遮る電柱や電線をなくし、青い空や美しい街並みなど都市景観の向上を図ることで、成熟したまちの魅力を発信します。

【電柱のない青い空や美しい街並み】



(出典：国土交通省ホームページ)

1 上位計画における無電柱化の動向

(1) 無電柱化推進法(平成28年12月施行)

無電柱化推進法は、平成28年12月16日に国により公布・施行され、「災害の防止」、「安全かつ円滑な交通の確保」、「良好な景観の形成」等を図るため、無電柱化の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的としています。

なお、「無電柱化推進計画の策定・公表」の中において、「地方公共団体による無電柱化推進計画の策定」は、努力義務として規定されています。

【基本理念】

- ① 国民の理解と関心を深めつつ無電柱化を推進
- ② 国・地方公共団体・関係事業者の適切な役割分担
- ③ 地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に貢献

【国等の責務】

- ① 国：無電柱化に関する施策を策定・実施
- ② 地方公共団体：地域の状況に応じた施策を策定・実施
- ③ 事業者：道路上の電柱・電線の設置抑制・撤去、技術開発
- ④ 国民：無電柱化への理解と関心を深め、施策に協力

【無電柱化推進計画の策定・公表】

- ① 国：義務
- ② 都道府県及び市町村：努力義務

【無電柱化の推進に関する施策】

- ① 広報活動・啓発活動
- ② 無電柱化の日の制定（11月10日）
- ③ 国・地方団体による無電柱化が特に必要であると認められる道路占用の禁止・制限等の実施
- ④ 道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去
- ⑤ 無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成果の普及
- ⑥ 無電柱化工事の施工等のための関係者相互の連携及び協力
- ⑦ 政府による必要な法制上、財政上又は税制上の措置等の実施

(2) 東京都無電柱化推進条例（平成29年9月施行）

都は、「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間の確保」、「良好な都市景観の創出」を図るため、平成29年9月に「東京都無電柱化推進条例」を制定し、無電柱化の推進に関する「基本理念」、「東京都等の責務」、「東京都無電柱化計画の策定・公表」、「無電柱化の推進に関する施策」等について、規定しています。

特に、区市町村が実施する無電柱化の推進に関する施策を反映するなど、区市町村との連携を図ることを定めています。

【基本理念】

- ① 無電柱化の重要性に関する都民の理解と関心を深めつつ無電柱化を推進
- ② 都、区市町村、関係事業者の連携と都民の協力の下に無電柱化を推進
- ③ 地域の意向を踏まえつつ、良好な街並みの形成に資するよう行う

【都等の責務】

- ① 都：無電柱化の推進に関する施策を策定・実施
- ② 関係事業者：電柱・電線の道路上への設置抑制・撤去・技術開発
- ③ 都民：無電柱化への理解と関心を深め、施策に協力

【東京都無電柱化推進計画の策定・公表】

- ① 基本方針・目標を定めた無電柱化計画を策定・公表
- ② 区市町村が実施する無電柱化の推進に関する施策を反映するなど、区市町村と連携

(策定・変更時は関係電気事業者、関係電気通信事業者、都民の意見を聴取)

【無電柱化の推進に関する施策】

- ① 広報活動・啓発活動
- ② 道路占用の禁止、制限等の実施（道路法37条1項の規定により）
- ③ 関係事業者は、道路事業や市街地開発事業等の実施の際、これらの事業の状況等を踏まえつつ、道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去の実施
- ④ 無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成果の普及
- ⑤ 無電柱化工事の施工等のため、都と関係事業者等は相互に連携、協力

(3) 無電柱化推進計画（平成30年4月策定）

国は、昭和61年度から3期にわたって、「電線類地中化計画」、平成11～15年度の「新電線類地中化計画」、平成16～20年度の「無電柱化推進計画」、平成21年～29年の「無電柱化に係るガイドライン」と、おおむね5か年での地中化計画を策定し、無電柱化整備を進めてきましたが、平成28年12月に施行された「無電柱化推進法 第7条」の規定に基づいて、関係省庁との協議や関係事業者への意見聴取等を経て、「無電柱化推進計画」を策定し、「基本方針」、「無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」、「施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項」等について定めています。

【基本方針】

- ① 取り組み姿勢：増え続ける電柱を減少に転じさせる歴史の転換期とする
- ② 進め方：
 - ・適切な役割分担による無電柱化の推進
 - ・国民の理解・関心の増進、地域住民の意向の反映
 - ・無電柱化の対象道路（防災、安全、景観における関連道路）
- ③ 無電柱化の手法：
 - ・地中化方式（電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式）
 - ・地中化方式以外の方式（軒下配線方式、裏配線方式）

【無電柱化推進計画の期間】

平成30年度から平成32年度（2020年度）までの3年間

【無電柱化の推進に関する目標】

- ・無電柱化対象道路より、約1,400 kmの無電柱化

【無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策】

- ① 多様な整備手法の活用、コスト縮減の促進
- ② 財政的措置
- ③ 占用制度の的確な運用
- ④ 関係者間の連携の強化

【施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項】

- ① 広報・啓発活動
- ② 地方公共団体への技術的支援

(4) 東京都無電柱化計画（平成30年3月策定）

都は、無電柱化の更なる推進に向けて、平成29年9月に施行の都道府県初となる「東京都無電柱化推進条例」に基づいて、区市町村との連携により、都民の意見も踏まえながら「東京都無電柱化計画」を策定し、無電柱化事業の今後10年間の基本方針や目標等を定めました。

特に、狭い道路での無電柱手法の確立や区市町村がこれまで以上に主体的・積極的に事業を推進することを目標としています。

【無電柱化を推進するための方針と目標】

① 基本的な考え方

- ・電線共同溝方式を基本として整備
- ・優先的に整備する道路
 - a. 計画幅員で完成している歩道2.5m以上の都道
 - b. 都市計画道路の新設又は拡幅事業と同時施工
 - c. 歩道設置事業、交差点事業、拡幅事業と原則、同時施工
 - d. 土地区画整理事業、市街地再開発事業等で整備する都道は無電柱化

② 今後10年の目標

- ・環状七号線の内側エリアの整備対象箇所で無電柱化事業に着手
- ・道幅の狭い道路での整備手法を確立
- ・山間部や島しょ部における整備手法の確立とモデル路線での整備
- ・区市町村がこれまで以上に主体的、積極的に事業を推進
- ・民間事業者等による取り組みがこれまで以上に展開
- ・整備コストを1/3にカット

【無電柱化の推進のための施策】

① 都道の無電柱化

- ・防災：緊急輸送道路から防災施設等の連絡路線にまで拡大し、かつ、環状七号線の内側エリアに拡大
- ・安全：バリアフリーと一体的に整備、道幅の狭い区市町村道への活用も検討
- ・景観：主要駅周辺、土地区画整理事業、市街地再開発事業等で整備する都道は無電柱化

② 区市町村との連携

③ まちづくりにおける無電柱化の面的展開

④ 技術開発の促進

【その他必要な事項】

- ① 既存ストックの活用促進
- ② 電線管理者への財政支援
- ③ 事務手続きの簡素化

2 中野区におけるこれまでの取り組み

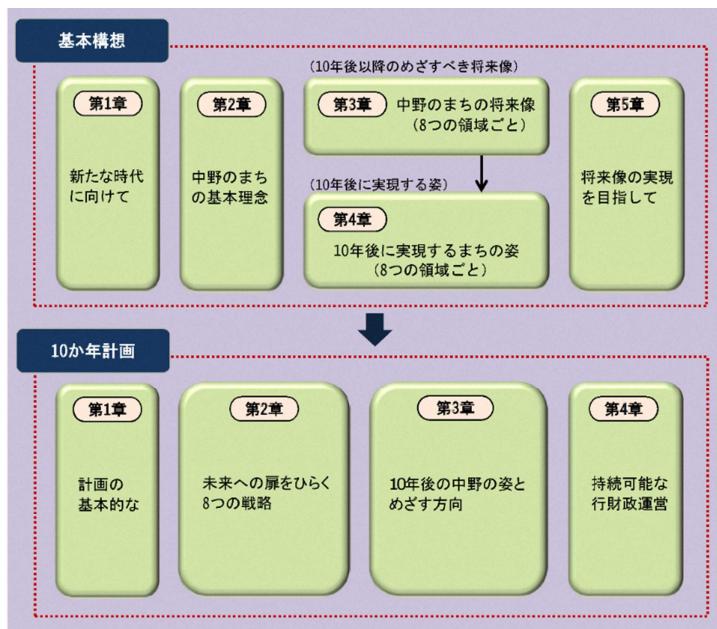
(1) これまでの取り組み

① 新しい中野をつくる 10か年計画（第3次）（平成28年4月策定）

これまで区では、都と連携・協力しながら都市計画道路の整備やまちづくり事業に合わせて無電柱化に取り組んできました。

区の基本計画となる「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）」において、安全・居住都市戦略（快適・安全な魅力ある都市）として、無電柱化を促進することを定めており、現在は、中野二・三丁目土地区画整理事業における区画道路等の整備に合わせて無電柱化を推進しています。

【基本構想と10か年計画の構成】



新しい中野をつくる 10か年計画（第3次）
10年後の中野の姿とめざす方向

戦略II：安全・居住都市戦略

展開3：計画的に整備・管理される都市基盤施設

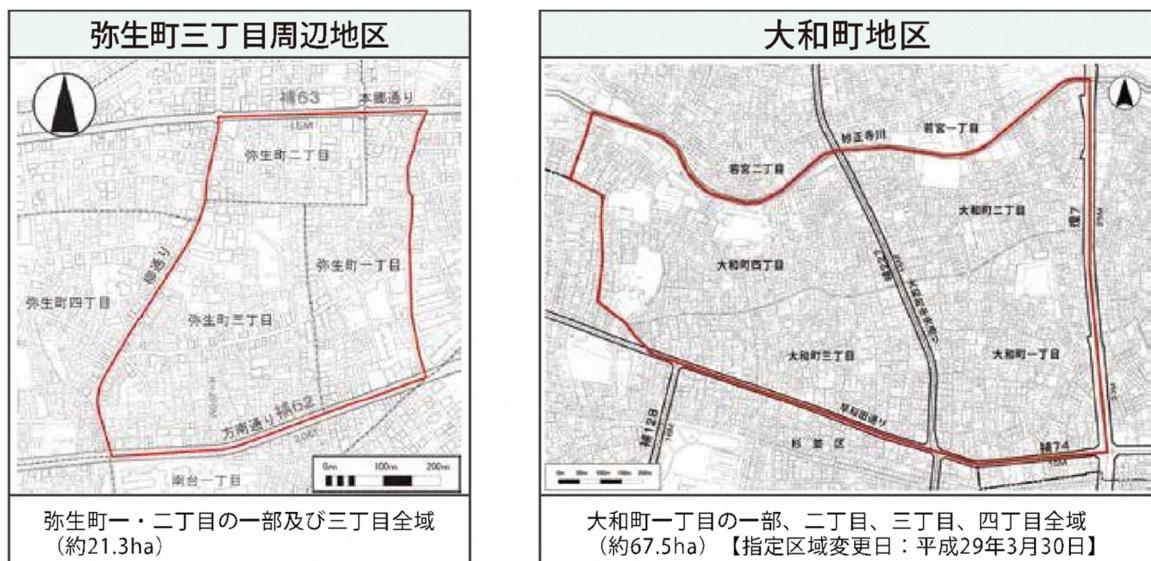
施策ア：④無電柱化の推進

都市計画道路及び土地区画整理事業における区画道路の整備に合わせ、無電柱化を推進していく。

また、木造住宅密集地域における無電柱化の検討を踏まえ、災害時における道路閉塞を防ぐとともに、消防活動等の円滑化を図るため、避難経路等を中心に無電柱化の推進を図る。その他、主要幹線や駅周辺について、今後の区道修繕計画との整合を図りながら無電柱化の推進を図っていく。

② 木密地域不燃化 10年プロジェクト（東京都）

都は、特に甚大な被害が想定される整備地域を対象に、10年間の重点的・集中的な取り組みを実施し、木造密集地域を燃え広がらない・燃えないまちにすることを目指とした「木密地域不燃化10年プロジェクト」を進めており、区では、弥生町三丁目周辺地区と大和町地区が不燃化推進特定整備地区に指定され、避難経路等の無電柱化を推進しています。



(出典：中野区ホームページ)

(2) 中野区無電柱化推進方針（平成29年12月策定）

区は、無電柱化に関する基本的な考え方を明らかにするとともに、関係事業者や都との円滑な協議、協力体制構築を図り、効果的に無電柱化を推進していくために、平成29年12月に「中野区無電柱化推進方針」を策定し、「無電柱化の目的」、「区内道路の無電柱化方針」、「今後の取り組み」等について定めました。

また、本方針における「優先整備路線に関する選定方針」に基づき、今後策定する無電柱化推進計画において優先整備路線を指定して、無電柱化を推進することとした。

【無電柱化の目的】

- ① まちの防災性の向上
- ② 安全な歩行空間の確保
- ③ 良好的な都市景観の創出

【区内道路の無電柱化方針】

- ① 区域：中野区内の全域
- ② 無電柱化整備対象道路：区道
- ③ 道路新設に伴う無電柱化の実施
- ④ 優先整備路線に関する選定方針
 - a. 都市計画道路等
 - b. 主要幹線道路（都市計画道路以外）
 - c. 駅周辺及びバリアフリー重点整備地区内の道路
 - d. 不燃化特区区域内の避難経路等
 - e. 上記以外の生活道路

【今後の取り組みについて】

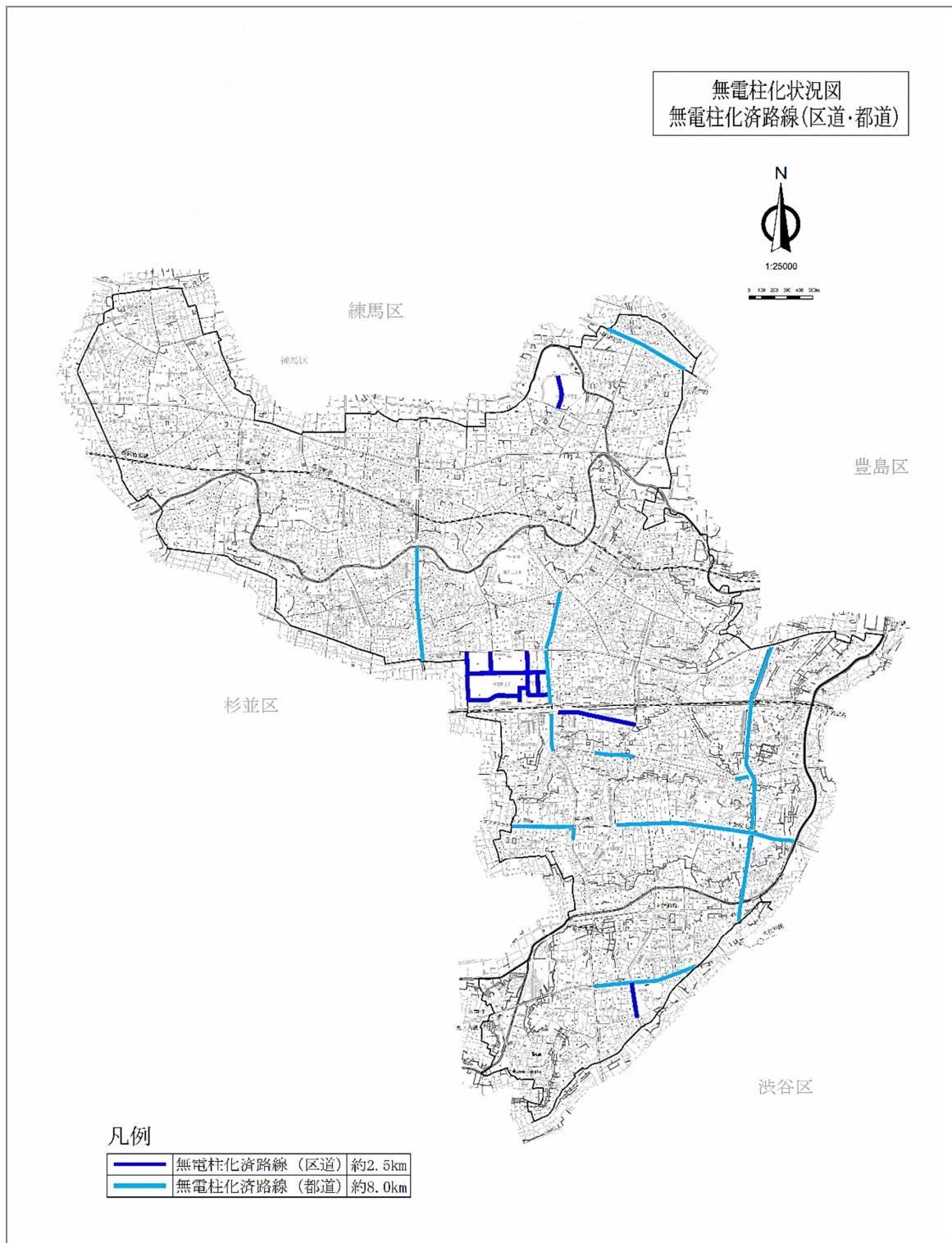
本方針に基づき、推進計画を策定する。

なお、推進計画は無電柱化の推進に関する法律の施行に伴い国や都から計画策定内容などが示された場合はこれに沿ったものとし、区内の都道についても、無電柱化を都に働きかける。

3 無電柱化の実績

区道の無電柱化は、区道総延長「約340km」のうち、都市計画道路の整備やまちづくり事業と合わせて「約2.5km」を実施しており、現在の無電柱化率は、約0.7%という状況になっています。

【中野区内の無電柱化状況図】



【区道の無電柱化済路線】



<区道 22-60>



<区道 22-470>



<区道 34-1540 号>



<区道 主幹 1 号>

【都道の無電柱化済路線】



<都道 大久保通り>



<都道 山手通り>



<都道 目白通り>



<都道 方南通り>

1 無電柱化手法の選定

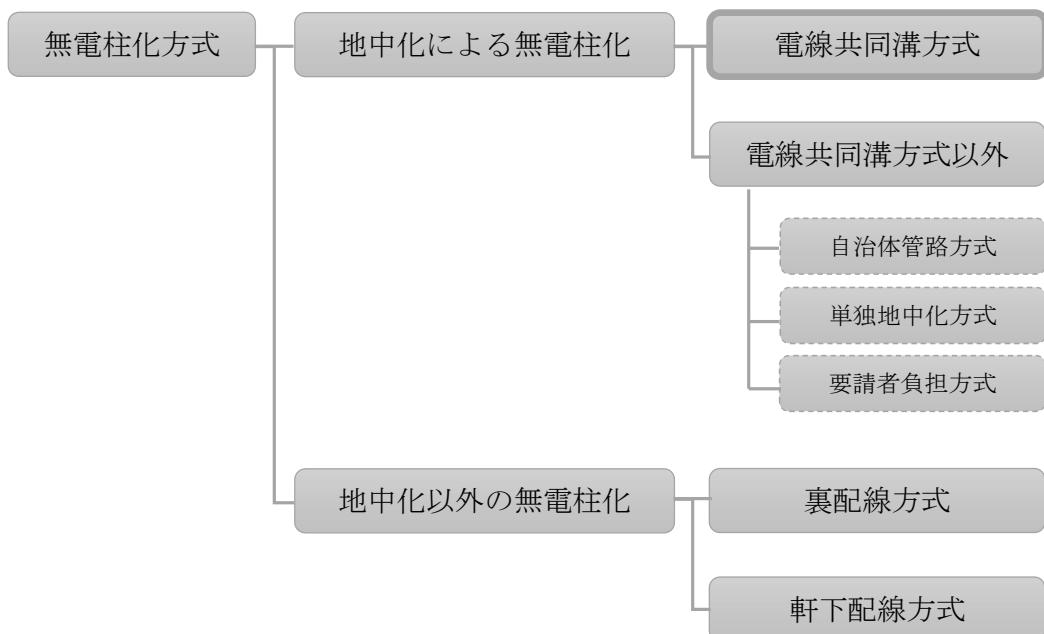
国の定めた無電柱化推進計画（平成30年4月策定）では、収容する電線類の量や地域における需要変動の見込み、道路交通の状況、既存埋設物の状況等に応じて、メンテナンスを含めトータルコストに留意した最新の手法を採用して、無電柱化を推進することとしています。

都道の無電柱化計画においては、電線共同溝方式を基本として整備を推進することとしています。

区道の無電柱化では、国道や都道のように歩道幅員の広い道路は少なく、今後、災害時の避難経路や安全な歩行空間の確保、都市景観の向上を図っていくためには、住宅地や商業施設沿道の歩道のない道路や歩道幅員の狭い道路での無電柱化整備が求められます。

そこで区では、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（以下、「電線共同溝法」という。）に基づいて整備手法が定められており、現時点で最も一般的な手法である電線共同溝方式を原則として、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等、地域の実情に応じて多様な手法を検討しながら無電柱化を推進していきます。

【無電柱化の手法】

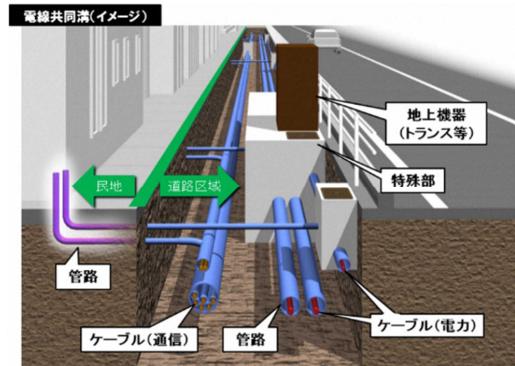


(出典：国土交通省ホームページ)

(1) 電線共同溝方式

電線共同溝方式は、電線共同溝法（平成7年3月施行）に基づいて、道路管理者が、2企業以上の電力線、通信線をまとめて収容する特殊部や管路等を、路線指定された電線共同溝整備道路の地下空間に敷設し、無電柱化する方式です。電線共同溝は、道路付属物に位置づけられ、整備後は、当該道路において、電柱・電線等の占用はできなくなります。

国の無電柱化計画の「第3期地中化計画」から採用された方式で、現在は、最も一般的な無電柱化方式となっています。



(出典：国土交通省ホームページ)

(2) 自治体管路方式

自治体管路方式は、電線管理者等の同意を得ることが難しい路線においては、電線共同溝整備道路に路線指定できないため、特に無電柱化が必要な道路に対して、当該自治体が、電線管理者等の使用する管路設備を地下空間に敷設し、無電柱化する方式です。自治体管路の設備構造は、電線共同溝方式とほぼ同様となります、道路占用物に位置づけられています。

国の無電柱化計画の「第2期電線類地中化計画（平成3年度～平成6年度）」において、2割ほどの路線で採用されました、それ以降は、適用事例の少ない状況にあります。

(3) 単独地中化方式

単独地中化方式は、国の無電柱化計画の初期の頃に、特に無電柱化を促進する必要性の高い都心部等において、各電線管理者が、自らの費用負担で地中化を行った無電柱化方式です。管路設備等は、電線管理者の所有・管理となり、道路占用物に位置づけられています。

現在では、企業の財政状況が厳しいことから、ほとんど実施されない状況にあります。

(4) 要請者負担方式

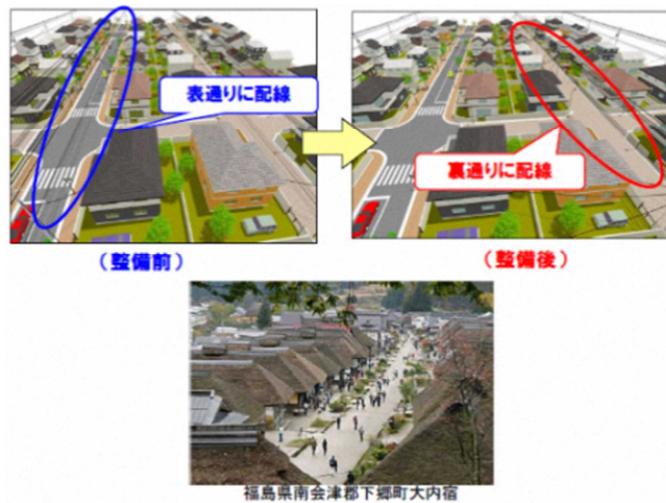
要請者負担方式は、地方ブロック無電柱化協議会の整備路線に選定されない優先度の低い路線において、地元等からの要請により、無電柱化する方式で、費用は、原則、地元等の負担となります。

最近では、市街地開発事業等において、道路管理者、電線管理者等の協力を得て、開発事業者等が、自らの費用負担で管路設備を整備する手法が実施されており、要請者負担方式の一つとなっています。

(5) 裏配線方式

裏配線方式は、無電柱化したい主要な通りの裏通りに電柱・電線を設置し、主要な通りの沿道建物への引込みは、裏通りから行う地中化によらない無電柱化方式の一つです。

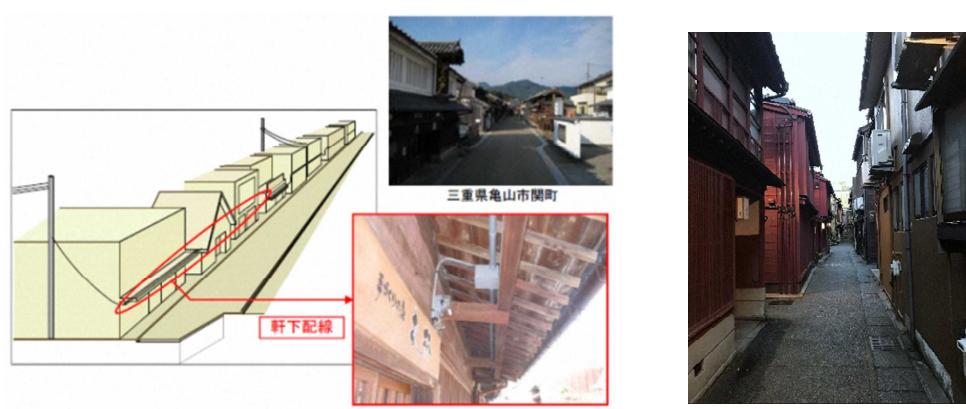
主に、福島県南会津郡下郷町大内宿などの伝統的建造物群保存地区において、歴史的な街並みを保存するために採用されている事例が多くありますが、宅地開発事業や都市部（商店街など）においても、一部の地区で採用されています。



(6) 軒下配線方式

軒下配線方式は、無電柱化したい主要な通りの脇道に電柱を設置し、主要な通りの沿道建物への引込みは、軒下又は軒先に配置して無電柱化する方式で、裏配線方式と同様に、地中化によらない無電柱化方式の一つです。

三重県亀山市関町、石川県金沢市主計町などの伝統的建造物群保存地区において、裏配線方式と同様に、歴史的な街並みを保存するために採用されている事例が多くあります。



(出典：国土交通省ホームページ)

<石川県金沢市主計町>

2 無電柱化の課題

(1) 無電柱化に要する期間

無電柱化を実施するには、既存の水道管やガス管などの埋設物のある地下空間に、新たに特殊部や管路設備等を埋設するため、設計段階から多数の関係機関（電線管理者、埋設物管理者、交通管理者等）との調整が必要になることに加え、支障となる埋設物の移設や事務手続き、地上機器の設置位置の調整、収容する電気・通信事業者の供給工事等を段階的に取り組むなど、長期の整備期間が必要になります。

【無電柱化の標準的なスケジュール】

道路延長約 400mあたり	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
① 設計・手続き							
② 支障移設工事							
③ 電線共同溝本体工事							
④ ケーブル入線・引込管工事							
⑤ 電線・電柱の撤去							
⑥ 舗装復旧工事							

(出典：東京都無電柱化計画)

(2) 無電柱化にかかる費用

無電柱化には、多額な整備費用が必要となります。道路管理者及び電気・通信事業者でその費用を負担しています。

そのため、地方公共団体の厳しい財政状況にあっては、複数の路線を同時期に整備することは、予算不足を招くおそれがあり、このことが無電柱化の進まない課題の一つとなっています。

【電線共同溝の整備にかかる費用負担】

道路管理者負担額	電線管理者負担額
3. 5億円／km	1. 8億円／km

※電線共同溝施設の延長 1 km当たりの費用負担

(出典：東京都無電柱化計画)

(3) 既存埋設物の移設

既に道路下に埋設されている水道管やガス管などの埋設物が支障となる場合には、特殊部や管路部の設置を行う前に、支障となる既存埋設部の移設工事が必要となります。

特に歩道のない道路や歩道幅員の狭い道路の無電柱化整備では、埋設物が輻輳しており、移設する先がないなど、道路によっては無電柱化の整備が困難な場合があります。



(出典：国土交通省ホームページ)

(4) 地上機器設置場所の確保

電気・通信事業者の設備を地下に埋設する場合には、通常、地上機器（電力変圧器や通信増幅器）の設置が必要になります。

しかし、歩道のない道路や歩道幅員の狭い道路、埋設物が輻輳している道路の無電柱化では、歩道上に地上機器の設置場所がないため、無電柱化の整備が進まないことが課題となっています。

一方、海外に目を向けると、無電柱化率100%のロンドンでは、民地やビル、公園などに地上機器を設置し、その機器から他の需要家への供給を行っており、道路上には設置しない方針となっています。

日本では、民地への地上機器の設置について、地権者の承諾を得ることが難しいことが多く、地上機器の設置場所のない生活道路などで、無電柱化が実施できない大きな原因となっています。

【中野区内の歩道のない道路】



<区道 41-480>



<区道 14-880>

第4章 無電柱化推進計画

1 推進計画の期間

2019年度から2028年度までの10年間

※今後、関連計画の改訂や無電柱化技術開発の進展があった場合には、必要に応じて、部分的な見直しや更新を行っていきます。

2 無電柱化整備対象路線

中野区無電柱化推進方針において、無電柱化整備対象路線は、原則として、区道としていますが、推進計画では、中野区無電柱化推進方針で優先整備路線に関する選定方針で位置づけた道路に加えて、無電柱化の目的である「まちの防災性の向上」、「安全な歩行空間の確保」、「良好な都市景観の創出」に基づき、防災・バリアフリー・商業、観光の振興に資する道路を無電柱化整備対象路線とします。

【無電柱化整備対象路線】

中野区無電柱化推進方針（優先整備路線に関する選定方針）	
①	都市計画道路、まちづくり事業に伴う新設道路
②	緊急輸送道路、道路障害物除去路線（啓開道路）
③	駅周辺及びバリアフリー重点整備地区内の道路
④	不燃化特区区域内の避難経路等（まちづくり計画）
⑤	①から④以外の生活道路

※⑤については、中野区無電柱化推進方針において、不燃化特区区域内の無電柱化の整備状況等を踏まえて、道路改修工事の時期に合わせて整備を推進すると定めしており、今後の技術の向上に合わせて、次期の無電柱化計画以降の対象道路として検討します。

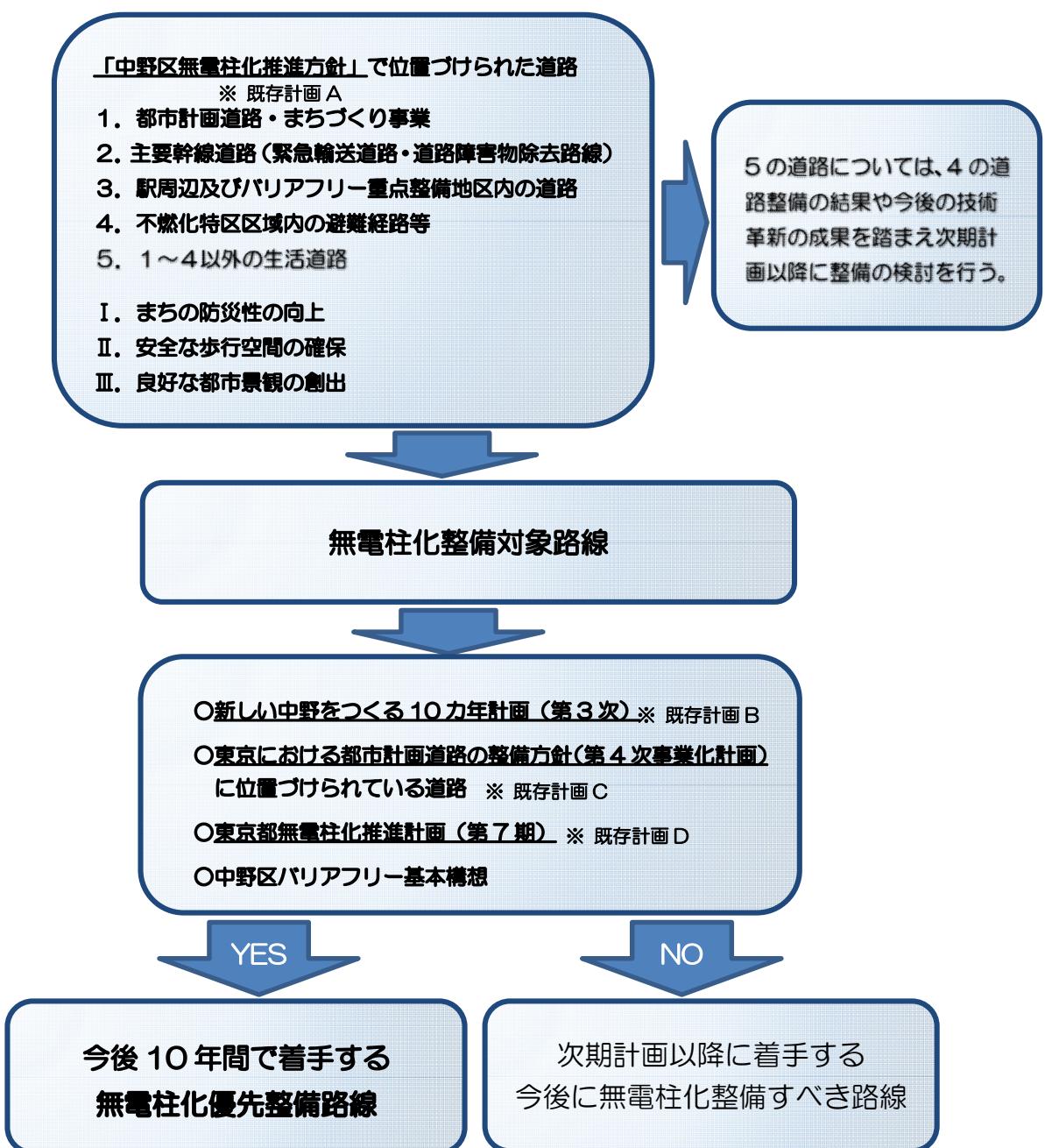
無電柱化の目的		
I	まちの防災性の向上	都市計画道路、緊急輸送道路、不燃化特区区域内の避難経路等
II	安全な歩行空間の確保	駅周辺及びバリアフリー重点整備地区内の道路、商店街等
III	良好な都市景観の創出	中野区認定観光資源に面する路線等

3 無電柱化優先整備路線の指定

無電柱化優先整備路線は、無電柱化整備対象路線のうち現在事業中の路線と、下記の既存計画に該当する路線を選定することとします。

- A 「中野区無電柱化推進方針」において、優先整備路線として定めている路線
- B 「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）」で計画している都市計画道路
- C 「東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）」において、優先整備路線としている路線
- D 「東京都無電柱化推進計画（第7期）」計上路線において、都や電線管理者と協議済の路線

4 無電柱化優先整備路線の選定フローチャート



5 無電柱化優先整備路線の一覧

区は、推進計画の期間（2019年度～2028年度）に無電柱化を推進していく優先整備路線を、下記のとおりに指定します。

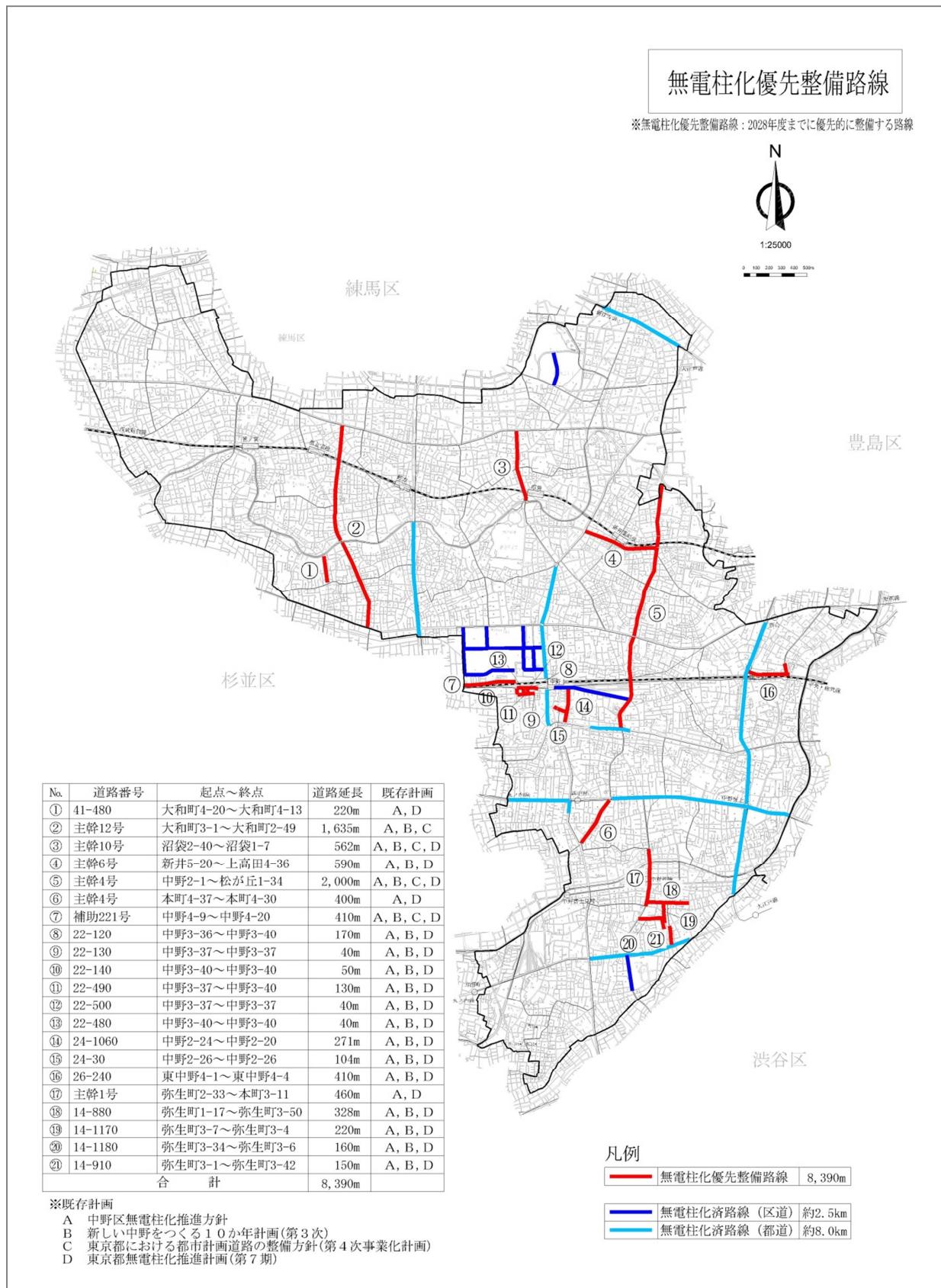
【無電柱化優先整備路線】

No	道路番号	道路延長	既存計画	備 考
①	41-480	220m	A,D	2028年度までに着手
②	主幹12号(補助227)	1,635m	A,B,C	事業中
③	主幹10号(区画街路第4号線)	562m	A,B,C,D	事業中
④	主幹6号	590m	A,B,D	2028年度までに着手
⑤	主幹4号(補助220) ※中野2-1～松ヶ丘1-34	2,000m	A,B,C,D	事業中（一部）
⑥	主幹4号(補助220) ※本町4-37～本町4-30	400m	A,D	2028年度までに着手
⑦	補助221号	410m	A,B,C,D	2028年度までに着手
⑧	22-120	170m	A,B,D	事業中（UR都市機構）
⑨	22-130	40m	A,B,D	事業中（UR都市機構）
⑩	22-140	50m	A,B,D	事業中（UR都市機構）
⑪	22-490	130m	A,B,D	事業中（UR都市機構）
⑫	22-500	40m	A,B,D	事業中（UR都市機構）
⑬	22-480	40m	A,B,D	事業中（UR都市機構）
⑭	24-1060	271m	A,B,D	事業中（再開発組合）
⑮	24-30	104m	A,B,D	事業中（再開発組合）
⑯	26-240	410m	A,B,D	2028年度までに着手
⑰	主幹1号	460m	A,D	2028年度までに着手
⑱	14-880	328m	A,B,D	2028年度までに着手
⑲	14-1170	220m	A,B,D	2028年度までに着手
⑳	14-1180	160m	A,B,D	2028年度までに着手
㉑	14-910	150m	A,B,D	2028年度までに着手

※既存計画

- A 中野区無電柱化推進方針
- B 新しい中野をつくる10か年計画（第3次）
- C 東京都における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）
- D 東京都無電柱化推進計画（第7期）

【無電柱化優先整備路線図】



6 推進計画の目標

推進計画における無電柱化整備の対象とする路線は、無電柱化優先整備路線として、2028年度までに着手した路線とし、整備目標は以下のとおりとします。

【着手の定義】

- ・新設・拡幅を伴う道路は事業認可年度
- ・現道内整備は電線共同溝路線指定年度

【整備目標】

- (1) 区道総延長 約340 k m
- (2) 現状（2018年度）の無電柱化率
- ① 無電柱化済路線の延長 : 約2.53 k m (2,530m)
 - ② 無電柱化率 : 約0.7%
- (3) 無電柱化優先整備路線の整備完了時の無電柱化率
- ① 無電柱化優先整備路線の延長 : 約8.39 k m (8,390m)
 - ② 無電柱化率 : 約3.2%

2018年度の無電柱化率	無電柱化優先整備路線の整備完了時の無電柱化率
約0.7%	約3.2%

【整備費用】

- (1) 無電柱化優先整備路線の延長 : 約8.39 k m (8,390m)
- (2) 無電柱化優先整備路線の概算費用
- ① 道路管理者の負担 : 約29.3億円
 - a. 区の負担 : 約6.7億円
 - b. 国・都の補助金 : 約22.6億円
 - ② 電線管理者の負担 : 約15.1億円

無電柱化優先整備路線（区の負担）	
約6.7億円	【国土交通省データ】 <ul style="list-style-type: none">・区の負担 : 約0.8億円／k m・国・都の補助金 : 約2.7億円／k m・電線管理者の負担 : 約1.8億円／k m

※ 國土交通省におけるデータにより概算額を算出

7 今後に無電柱化整備すべき路線

無電柱化整備対象路線で無電柱化優先整備路線以外の路線は、「今後に無電柱化整備すべき路線」として位置づけます。

当該路線については、推進計画改定時に合わせて、無電柱化優先整備路線への移行を検討します。

なお、無電柱化整備における調整や合意形成などには長期間を要することから、道路補修の必要性やバリアフリー化の効果などを踏まえ、これらの工事を無電柱化整備に先行して着手する場合があります。

(1) 今後に無電柱化整備すべき路線の検討

① 商店街の無電柱化整備

商店街の無電柱化整備については、当該商店街からの要望により、区と協議のうえ、事業化を検討します。

② まちづくり事業に伴う無電柱化整備

今後に無電柱化整備すべき路線においては、周辺のまちづくり事業の進捗等により、無電柱化事業を行うことを検討します。

③ 周辺住民の方々の合意形成等に基づく無電柱化整備

周辺住民の方々の要望や機運の高まりなどにより、無電柱化整備についての合意形成が図られた路線については、事業化を検討します。

(2) 今後に無電柱化整備すべき路線の概要

① 今後に無電柱化整備すべき路線の選定

区において、2029年度以降に無電柱化を推進していく「今後に無電柱化整備すべき路線」は、次頁の路線図のとおりに選定します。

② 今後に無電柱化整備すべき路線の整備費用

1) 今後に無電柱化整備すべき路線の延長 : 約43.52 k m (43,527m)

2) 今後に無電柱化整備すべき路線の概算費用

a. 道路管理者の負担 : 約152.3億円

・区の負担 : 約34.8億円

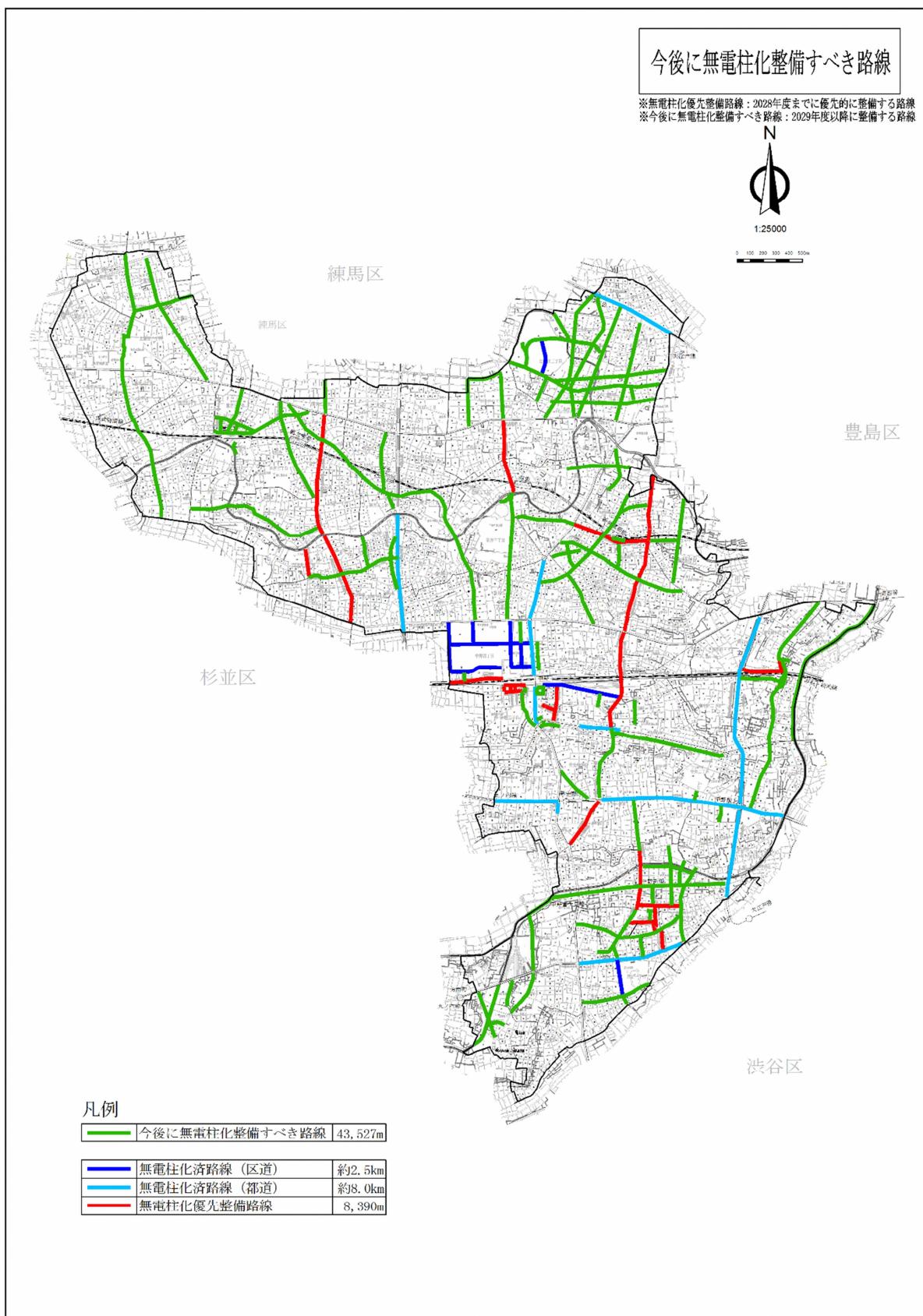
・国・都の補助金 : 約117.5億円

b. 電線管理者の負担 : 約78.3億円

今後に無電柱化整備すべき路線（区の負担）	
約34.8億円	【国土交通省データ】 ・区の負担 : 約0.8億円／k m ・国・都の補助金 : 約2.7億円／k m ・電線管理者の負担 : 約1.8億円／k m

※ 国土交通省におけるデータにより概算額を算出

【今後に無電柱化整備すべき路線図】

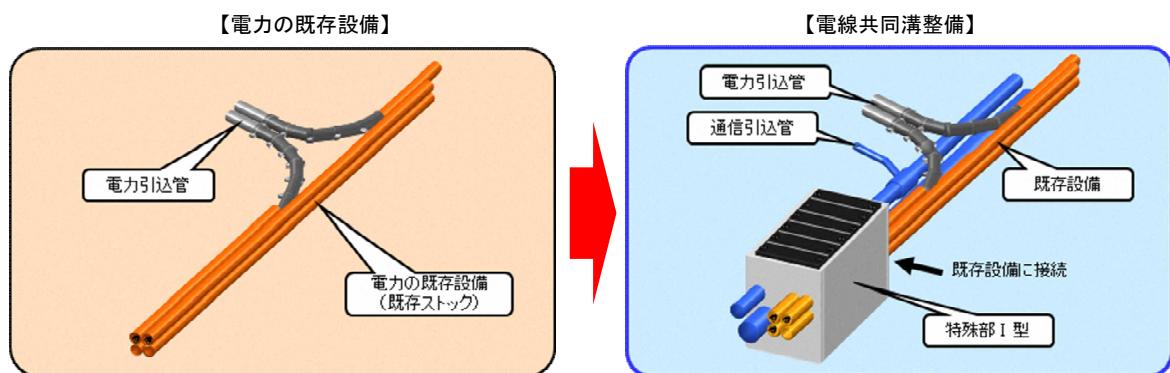


8 無電柱化を推進するための施策

無電柱化を推進するため、区において、総合的かつ計画的に講すべき施策として、低コスト手法、既存ストックの活用等の整備手法、財源確保等について検討します。

(1) 既存ストックの有効活用

電線管理者から、電線管理者が所有する既存設備の管路やマンホールなど既存ストックの譲渡を受けて、電線共同溝の一部として積極的に活用することにより、ガス管や水道管など既存埋設物の移設を極力回避することができ、また、本体工事と引込連系管工事の一括発注も可能になることから、コスト縮減と工期の短縮が期待できます。



※既存ストック活用イメージ：電力設備を活用した事例

(2) その他の整備手法の活用

無電柱化を実施する際には、一般的に、地上機器を設置する必要があり、その際には幅員2.5m以上の歩道が必要になりますが、区道では、狭あいな道路が多いいため、地上機器の設置が困難となる場合が想定されます。その際には、街路灯などの柱上に電力変圧器を共架する「ソフト地中化方式」などの活用についても検討します。また、地中化方式が不可能な場合には、「裏配線方式」、「軒下配線方式」などの整備手法についても検討します。

【ソフト地中化の事例】



<千駄木>



<高幡不動>

(3) 公有地・民地等の活用

無電柱化を実施する場合には、一般的に、地上機器が歩道上に設置されることになりますが、その際には、幅員2.5m以上の歩道が必要になります。区道においては、歩道幅員2.5m未満の道路や歩道のない道路が多いため、学校、公園などの公共施設の敷地や、歩道状空地、公開空地等の民地の活用について、施設管理者や地権者の同意を得ながら検討します。

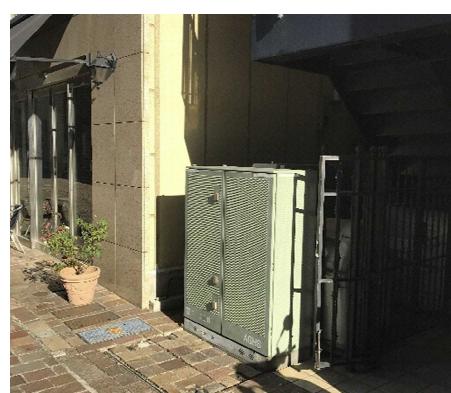
民地の活用に際しては、区が、地権者と電線管理者間における土地の使用等に関する協定締結に対しても、積極的に協力します。

【公共用地への地上機器設置事例】



(出典：東京都ホームページ)

【民地への地上機器設置事例】



<西新橋>

(4) 補助制度の財源活用

国の「社会资本整備総合交付金」や、都の「区市町村無電柱化事業に対する補助制度」を活用するとともに、都の「無電柱化チャレンジ支援事業制度」などの補助制度を有効的に活用し、無電柱化を推進していきます。

(5) まちづくり事業等に伴う新設道路の無電柱化

今後、区が新設する区道や開発事業地区内などまちづくり事業等に伴い新設する区道については、原則として、無電柱化を実施します。

第5章 無電柱化推進のために必要な事項

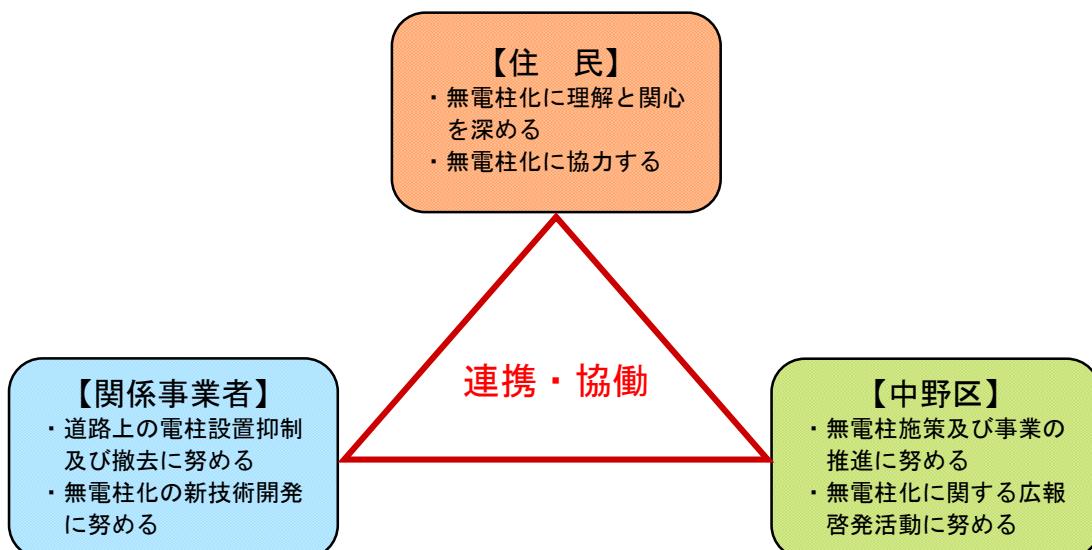
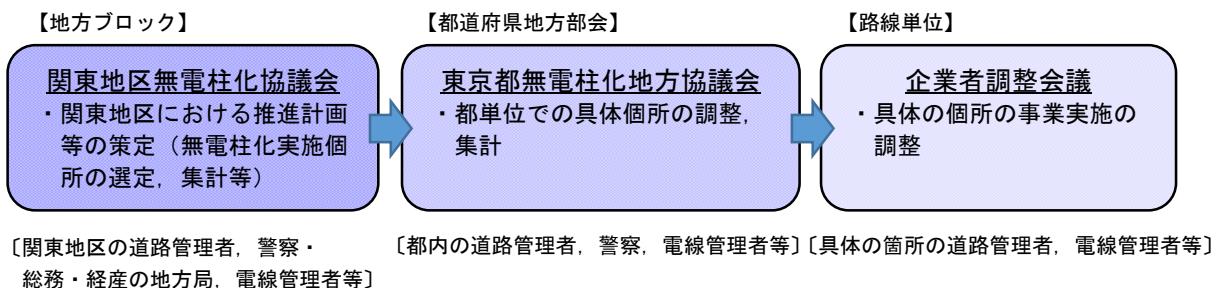
1 関係者間の連携強化

(1) 推進体制の連携強化

無電柱化を積極的に推進していくためには、道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者からなる「関東地区無電柱化協議会」や「東京都無電柱化地方協議会」を活用し、無電柱化対象区間、整備手法等の無電柱化推進に係る調整を行うとともに、区内部の強化連携を図っていきます。

また、無電柱化整備対象路線においては、整備手法や地上機器の設置箇所等について、必要に応じて、地元関係者、道路管理者、電線管理者等の協力を得て、「地元協議会」を設置します。なお、具体的な無電柱化事業に際しては、路線単位で道路管理者、電線管理者、埋設物管理者等による「企業者調整会議」を開催し、設計・工事工程等の調整を行います。

そして、住民と区、関係事業者が適切に役割を分担し、円滑な事業の推進が図られるように協力するとともに、互いの連携・協働により無電柱化を推進していきます。



(2) 他事業との連携

大幅なコスト縮減と工期の短縮が図れることから、都市計画事業やまちづくり事業、道路事業など他事業との連携を図り、関連計画に無電柱化を位置づけ、総合的、計画的に実施するように努めます。

(3) 開発事業者との連携

市街地再開発事業、土地区画整理事業、都市開発諸制度を活用した開発事業により整備される新設道路や拡幅される既存道路においては、無電柱化が同時に実施されるよう調整していくとともに、開発事業区域外の延長道路や周辺道路においても、無電柱化を推進していきます。

市街地再開発事業など都市開発諸制度を活用した開発事業において、開発事業区域内では、無電柱化が義務付けられていますが、区域外においても、開発事業者は、道路管理者と無電柱化に関する協議を行うことになっています。その際には、開発事業者の理解と協力を得ながら、無電柱化を積極的に要請していきます。

【都市開発諸制度を活用した開発事業における無電柱化のイメージ】



- ・開発区域内の道路：無電柱化を義務付け
- ・開発区域外の道路：無電柱化整備延長に応じて最大200%の割増容積率を付与
- ・地上機器設置場所：狭い道路の無電柱化では公開空地等の活用を許可

※都市開発諸制度：公開空地等の確保など公共的な貢献を行う良好な建築計画に
対して、容積率などの緩和を行う制度であり、次の4制度の総称です。

都市計画法に基づく制度：①再開発等促進区 ②特定街区 ③高度利用地区
建築基準法に基づく制度：④総合設計

2 今後検討の必要な事項

(1) 占用制限制度の適切な運用

防災機能の強化のために、国が実施している緊急輸送道路における新設電柱の占用を制限する措置については、区においても、適切に運用することを検討します。

(2) 占用料の減額措置

無電柱化を一層推進するためには、地中化された電線類の占用料に関して、減額措置等電線管理者への支援を検討します。

(3) 民地活用の財政支援等

狭あいな道路の多い区道では、地上機器を民地に設置することを積極的に推進していく必要があります。そのためには、地権者の協力が得られるような仕組みについても検討します。

(4) 国及び都への要望

無電柱化事業の効率化を図るために、電線共同溝法に定められた煩雑な事務手続きについて、国及び都に対して、簡素化を要望するなどにより、効率的な事務処理等を検討します。

また、国及び都に対して、補助率の引き上げや対象の拡大など、補助制度の拡充を要望していくとともに、無電柱化事業は専門性が高く、高度な知識や技術力が必要になるため、国及び都が開催する講習会や研修会などに積極的に参加するほか、技術開発等の推進及びその成果の普及についても要望します。



<区市町村向け研修会>



<実物大モデル研修会>

(出典：東京都ホームページ)

(5) 推進計画の見直し

推進計画を着実に推進していくためには、無電柱化の進捗状況を適切に管理、把握するとともに、他事業や新たな手法の実用化の動向を踏まえて、推進計画の見直しを適宜図っていきます。

3 無電柱化情報の共有

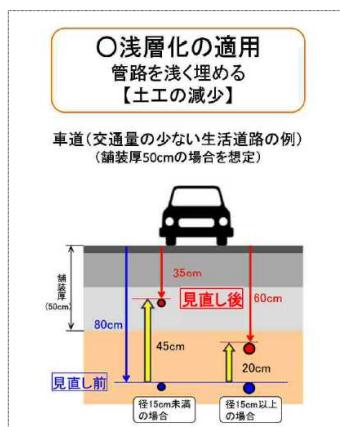
(1) 無電柱化技術開発情報の共有

無電柱化を推進するために課題となっている設備のコンパクト化、コスト縮減、工期短縮等につながる整備手法について、国及び都において、電線管理者等と連携して技術検討会が進められています。

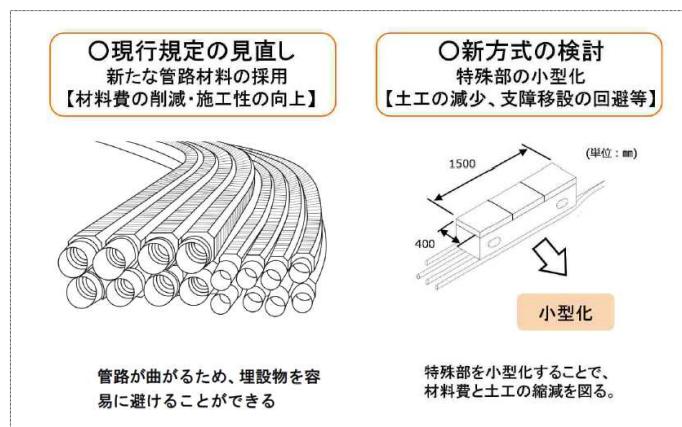
この技術検討会において、管路を浅く埋めることによる土工の減少、新たな管路材料の採用による材料費の削減・施工性の向上、特殊部の小型化による支障移設の回避等の検討を進め、低コスト手法の確立を図っていきます。

区においては、これらの情報を積極的に収集するとともに、区内においても情報を共有し、実用化された際には、迅速に対応し、確立した低コスト手法の普及を図ります。

【コスト縮減に向けた検討】



(出典：国土交通省ホームページ)



(出典：東京都ホームページ)

(2) 無電柱化情報の共有

都は、平成30年に改訂した「無電柱化計画」において、今後10年の目標として、優先的に無電柱化を図るエリアや路線を示すとともに、区市町村との連携や区市町村への支援を示しています。

また、隣接区においても、無電柱化推進計画の策定により、無電柱化すべき優先路線を選定していることから、国及び都・隣接区と連携して、無電柱化に関する情報の共有に努めるとともに、区の情報を積極的に他の地方公共団体へ発信していきます。

なお、これらの情報は、区内部においても共有し、これらの情報を踏まえて、広域的展開についても検討していきます。

(3) 市街地開発事業等に伴う無電柱化情報の共有

都市開発諸制度を活用した市街地開発事業等において、無電柱化をする新設道路や既設道路に関する情報を区内部で共有するとともに、これらの情報を踏まえて、延長する道路や周辺道路の無電柱化の実施時期についても検討します。

4 広報・啓発活動

(1) 無電柱化事業のPR

無電柱化事業は、工期が長く地元住民への影響が大きいため、区民の理解と協力が必要不可欠になります。平素より、区民の無電柱化の重要性に関する理解と関心を深め、無電柱化の協力が得られるように、無電柱化の整備手法や整備効果について、パンフレットや区報等により、広く周知に努めます。

また、国等が実施する「無電柱化の日（11月10日）」のイベントを活用するなど、無電柱化に関するPR活動の実施にも努めます。

(2) 住民への説明

具体的な無電柱化事業の実施に際しては、円滑な事業推進のために、地元町内会等に対して説明会を適宜開催し、また、沿道住民に対しては、チラシの配布などにより、工事内容や工程の周知徹底に努めます。

【資料編】

■目次

- 1 国における上位計画
- 2 東京都における上位計画
- 3 国内・海外の無電柱化
- 4 無電柱化優先整備路線と今後に無電柱化整備すべき路線

1 国における上位計画

無電柱化の推進に関する法律（平成28年12月施行）

（無電柱化推進法）

目的

「災害の防止」、「安全・円滑な交通の確保」、「良好な景観の形成」等を図るため、無電柱化の推進に関し、「基本理念」、「国の責務等」、「推進計画の策定」等を定めることにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献

基本理念

- (1) 国民の理解と関心を深めつつ、無電柱化を推進
- (2) 國・地方公共団体・関係事業者の適切な役割分担
- (3) 地域住民誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に貢献

国等の責務

- (1) 国・地方公共団体・関係事業者による無電柱化に関する施策を策定・実施
- (2) 地方公共団体による地域の状況に応じた施策を策定・実施
- (3) 事業者による道路上の電柱・電線の設置抑制・撤去、技術開発
- (4) 国民による無電柱化への理解と関心を深め、施策に協力

無電柱化推進計画（国）

基本的な方針・期間・目標等を定めた無電柱化推進計画を策定・公表

無電柱化推進計画（地方公共団体）

都道府県・市町村の無電柱化推進計画の策定・公表（努力義務）

無電柱化の推進に関する施策

- (1) 広報活動・啓発活動
- (2) 無電柱化の日（11/10）
- (3) 国・地方公共団体による無電柱化が特に必要であると認められる道路の道路占用の禁止・制限等の実施
- (4) 道路事業や面開発事業等の実施の際、関係事業者は、これらの事業の状況を踏まえつつ、道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去を実施
- (5) 無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成果の普及
- (6) 無電柱化工事の施工等のため國・地方公共団体・関係事業者等は相互に連携・協力
- (7) 政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を実施

国土交通省 無電柱化推進計画（平成30年4月策定）

無電柱化の推進に関する基本的な方針

1. 取り組み姿勢
 - ・増え続ける電柱を減少に転じさせる歴史の転換期とする
2. 進め方
 - (1) 適切な役割分担による無電柱化の推進
 - (2) 国民の理解・関心の増進、地域住民の意向の反映
 - (3) 無電柱化の対象道路
 - ①防災 ②安全・円滑な交通確保 ③景観形成・観光振興 ④オリンピック・パラリンピック関連
 - (4) 無電柱化の手法
 - ①地中化方式：電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式
 - ②地中化方式以外の方式：軒下配線方式、裏配線方式

無電柱化推進計画の期間

- ・平成30年度～平成32年度（2020年度）までの3年間

無電柱化の推進に関する目標

- ①防災
 - ・都市部（DID）内の第1次緊急輸送道路 : 34%→42%（無電柱化率）
- ②安全・円滑な交通確保
 - ・バリアフリー化の必要な特定道路 : 15%→51%
- ③景観形成・観光振興
 - ・世界文化遺産周辺の地区を代表する道路 : 37%→79%
 - ・重要伝統的建造物群保存地区を代表する道路 : 26%→74%
 - ・景観法に基づく景観地区等を代表する道路 : 56%→70%
- ④オリンピック・パラリンピック関連
 - ・センターコアエリア内の幹線道路 : 92%→完了

※以上の目標達成には、約1,400kmの無電柱化が必要

無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

1. 多様な整備手法の活用、コスト縮減の促進
 - (1) 多様な整備手法の活用：軒下・裏配線、既存ストック、PFI等
 - (2) 低コスト手法の普及拡大：浅層埋設、小型ボックス、直接埋設等
 - (3) 機器のコンパクト化・低成本化等技術開発の促進：地上機器・特殊部、屋間工事拡大、新技術等
 - (4) 技術情報の共有：マニュアル、ノウハウの周知等
2. 財政的措置
 - (1) 税制措置：固定資産税の減税
 - (2) 占用料の減額：占用料の減額措置、地方公共団体への普及
 - (3) 予算措置：緊急輸送道路への交付金の重点配分、単独地中化への支援、電線敷設工事資金貸付金制度の活用
3. 占用制度の的確な運用
 - (1) 占用制限制度の適用：安全・円滑な交通の確保の観点からの新設電柱の占用制限の検討・措置
既設電柱の占用制限の検討・措置
 - (2) 無電柱化法第12条による新設電柱の抑制等：運用方針の策定、道路法令の改正の検討
 - (3) 外部不経済を反映した占用料の見直し：外部不経済を反映した占用料の見直しの検討
4. 関係者間の連携
 - (1) 推進体制 (2) 工事・設備の連携 (3) 民地の活用 (4) 他事業との連携

施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1. 広報・啓発活動
2. 地方公共団体への技術的支援

2 東京都における上位計画

東京都 無電柱化推進条例（平成 29 年 9 月施行）

目的

- ・都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出に向けて、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するため、条例を新設

基本理念等

- ・都民の理解と関心を深めつつ、都、区市町村及び関係事業者の連携並びに都民の協力の下に、無電柱化を推進
- ・地域住民の意向を踏まえつつ、良好な街並みの形成に資するよう実施

責務規定等

- (1) 都……………無電柱化の推進に関する施策を策定し、実施
- (2) 関係事業者……………道路上の電柱又は電線の設置抑制及び撤去並びに技術開発
- (3) 都民……………都が実施する施策に協力（努力義務）

東京都無電柱化計画

- ・基本的な方針、目標等を定めた東京都無電柱化計画を策定し、公表

無電柱化の推進に関する施策

- (1) 広報活動及び啓発活動の充実
- (2) 道路法第 37 条第 1 項の規定による道路占用の禁止又は制限等
- (3) 無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進及び成果の普及

東京都 無電柱化計画（平成 30 年 3 月策定）

無電柱化の現状

- (1) 無電柱化の目的
 - ・都市防災機能の強化
 - ・安全で快適な歩行区間の確保
 - ・良好な都市景観の創出
- (2) 都道の無電柱化の現状
 - ・整備累計延長＝913 km / 2,328km 地中化率＝39%（H28 年度末）
- (3) 無電柱化の課題と対応
 - ・工期が長い
 - ・コストが高い
 - ・都民の関心が低い
 - ・区市町村の財政的、技術的支援

無電柱化を推進するための方針と目標

- (1) 無電柱化の基本的な考え方
 - ・無電柱化方式・・・電線共同溝方式を基本として整備
 - ・優先的に整備する道路
 - a) 計画幅員で完成している歩道 2.5m 以上の都道
 - b) 都市計画道路の新設又は拡幅事業と同時施工
 - c) 歩道設置事業、交差点事業、拡幅事業と、原則、同時施工
 - d) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等で整備する都道は無電柱化
- (2) 今後 10 年の目標
 - ・環状 7 号線の内側エリアの整備対象箇所で無電柱化事業に着手
 - ・道幅の狭い道路での整備手法を確立
 - ・山間部や島しょ部における整備手法の確立とモデル路線での整備
 - ・区市町村がこれまで以上に主体的、積極的に事業を推進
 - ・民間事業者等による取組がこれまで以上に展開
 - ・整備コストを 1/3 にカット

無電柱化の推進に関する施策

- (1) 都道の無電柱化
 - ・防災・・・緊急輸送道路から防災施設等の連絡路線にまで拡大し、かつ、環状 7 号線の内側エリアに拡大
 - ・安全・・・バリアフリーと一緒に整備、道幅の狭い区市町村道への活用も視野に入れて検討
 - ・景観・・・主要駅周辺や観光地周辺の整備を推進、地域特性に応じた整備手法の検討、整備手法の確立
 - ・東京 2020 大会：センターコアエリア内、競技会場予定地周辺の都道において、H31 年度までに完了
- (2) 区市町村との連携
 - ・区市町村道での取組みに対して、財政的、技術的支援
 - ・無電柱化チャレンジ支援事業の実施
 - ・地上機器の設置場所に関する課題への対応として「手引き」を作成
- (3) まちづくりにおける無電柱化の面的展開
 - ・都市再生特別地区の活用
 - ・都市開発諸制度の活用
 - ・市街地整備（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）の機会を捉えた無電柱化
 - ・都営住宅の建替え事業に併せた無電柱化
 - ・木造住宅密集地域における防災生活道路の無電柱化を推進する区に対し、協力かつ積極的な財政的、技術的支援
- (4) 技術開発の促進
 - ・多様な整備手法、低成本手法の開発
 - ・機器のコンパクト化、低成本化等技術開発の促進

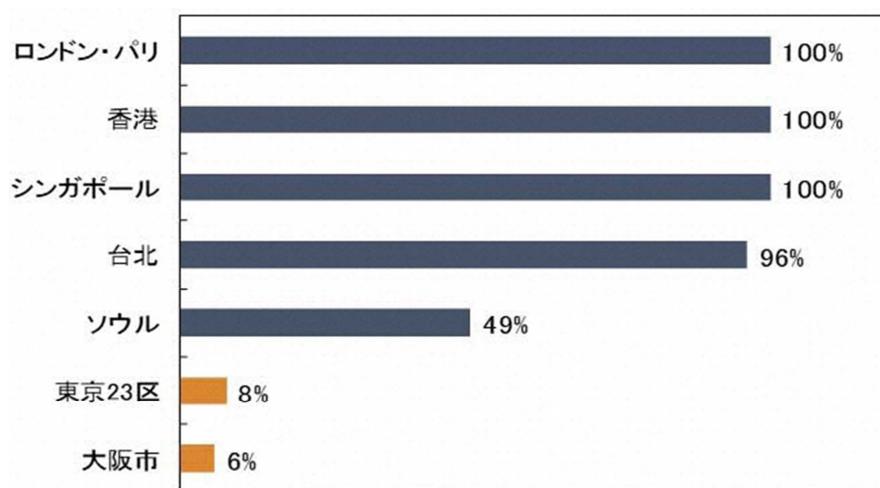
その他必要な事項

- (1) 既存ストックの活用促進
 - ・電線管理者の既存施設を電線共同溝の一部として積極的に活用し、コスト縮減と工期短縮
- (2) 国の政策への対応
 - ・国に対して、事業に必要な財源の確保や補助率など制度拡充を要望
- (3) 電線管理者への財政支援
 - ・電線管理者への財政支援制度について検討するなど国へ提案

3 国内・海外の無電柱化

国内では、昭和61年度より、都市防災機能、都市景観の向上、安全で快適な通行空間を確保することを目的として、電柱を撤去し、電線をなくすために、「電線類地中化計画」、「無電柱化推進計画」、「無電柱化ガイドライン」を策定し、地中化方式の改変を行いながら無電柱化整備を進めてきましたが、海外では、ロンドン・パリなどのヨーロッパの主要都市や香港・シンガポールなどのアジアの主要都市で無電柱化が概成しているのに対して、我が国の無電柱化は、東京23区が8%、大阪市が6%であり、海外と比較すると水準が低く立ち遅れています。

【欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状】



(出典：国土交通省ホームページ)

4 無電柱化優先整備路線と今後に無電柱化整備すべき路線

(1) 評価項目

無電柱化優先整備路線の指定及び今後に無電柱化整備すべき路線の選定を行うための評価項目は、以下のとおりとなります。

【選定における評価項目】

評 価 項 目		
東京都無電柱化推進計画（第7期）に計上している路線		
新しい中野をつくる10か年計画（第3次）に示された路線		
中野区無電柱化推進方針	1	都市計画道路 ※道路改修工事に合わせて整備を推進
		まちづくり事業に基づき推進する路線 ※道路改修工事に合わせて整備を推進
	2	緊急輸送道路 ※道路改修工事に合わせて整備を推進
		道路障害物除去路線（啓開道路） ※道路改修工事に合わせて整備を推進
		主要幹線道路（緊急輸送道路・道路障害物除去路線以外） ※道路改修工事に合わせて整備を推進
	3	駅周辺及びバリアフリー重点整備地区内の道路
	4	不燃化特区区域内の避難経路等 (弥生町三丁目周辺地区・大和町地区)
歩道幅員2.0m以上の路線		
公有地が隣接する路線 (※公有地：中野区防災地図_広域避難場所(区有地)、区役所及び区民活動センター)		
道路改修予定路線		
中野区認定観光資源に面する路線		
中野区都市観光ガイドマップの対象路線		
商店街		

(2) 評価調書

【無電柱化優先整備路線】

道 路 備 計	道 路 長 度 (m)	道 路 形 式		道 路 幅 员 (m)	歩 道 幅 员 (m)	起 点	終 点	無電柱化 済	中 計 区 無 電 柱 化 推 進 方 针					(○) 合計		
									東京都無 電柱化推 進計画 上路線 (第7期)		10年 計画 (H28.4)	①	②	③		
									都市計画 道路等 まちづく り事業		緊急輸送 道路 (a)	道路障 害物除 去路線 (b)	a-b以外 の主要 幹線道路 (c)	重点整備 地区生活 関連経路		
41- 480	220	O	5.45 ~ 5.45	大和町3-33	大和町4-13	○			○		○					3
主幹12号(第27)	1,635	O	16.00 ~ 16.00	3.5	大和町3-1	大和町2-49			○ ○ ○ ○ ○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	○ 9	
主幹10号(第4)	562	O	14.00 ~ 14.00	3.5	沼袋2-40	沼袋1-7	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	12	
主幹6号(第6)	590	O	~ 11.00	2.0	新井2-20	上高田4-36	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	9	
主幹4号(第20)	2,000	O	15.00 ~ 15.00	2.5	中野2-1	松ヶ丘2-34	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	8	
主幹4号(第22)	400	O	15.00 ~ 15.00	2.5	本町4-37	本町4-30	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	7	
補助221号	410	O	16.00 ~ 16.00	3.5	中野4-9	中野4-20	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	6	
22- 120	170	O	9.00 ~ 9.00	2.0	中野3-36	中野3-40	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	6	
22- 130	40	O	8.00 ~ 8.00	2.0	中野3-37	中野3-37	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	6	
22- 140	50	O	6.00 ~ 8.00	2.0	中野3-40	中野4-40	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	5	
22- 490	130	O	8.00 ~ 8.00	3.0	中野3-37	中野3-40	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	5	
22- 500	40	O	8.00 ~ 8.00	2.0	中野3-37	中野3-37	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	5	
22- 480	40	O	6.00 ~ 6.00	2.0	中野3-40	中野3-40	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	5	
24- 1060	271	O	11.50 ~ 13.00	2.0	中野2-24	中野2-20	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	6	
24- 30	104	O	6.00 ~ 6.00		中野2-26		○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	5	
26- 240	410	O	7.95 ~ 10.00	1.5	東中野4-4	東中野5-3	○						○		○ 2	
主幹1号	460	O	11.00 ~ 12.00	2.0	弥生町2-33	本町3-11	○(一部)	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	7	
14- 880	328	O	5.34 ~ 5.56		弥生町2-17	弥生町1-50	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	4	
14- 1170	220	O	6.00 ~ 6.00		弥生町3-7	弥生町3-4	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	4	
14- 1180	160	O	6.00 ~ 6.00		弥生町3-34	弥生町3-6	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	4	
14- 910	150	O	5.45 ~ 5.45		弥生町3-1	弥生町3-42	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	3	

*1 準歩道：防護柵又はブロックなどによって車道部と分離された歩行者の通行の用に供する部分

【今後に無電柱化整備すべき路線】

道 路 備 計	道 路 長 度 (m)	道 路 形 式		道 路 幅 员 (m)	歩 道 幅 员 (m)	起 点	終 点	無電柱化 済	中 計 区 無 電 柱 化 推 進 方 针					(○) 合計	
									東京都無 電柱化推 進計画 上路線 (第7期)		10年 計画 (H28.4)	①	②	③	
									都市計画 道路等 まちづく り事業		緊急輸送 道路 (a)	道路障 害物除 去路線 (b)	a-b以外 の主要 幹線道路 (c)	重点整備 地区生活 関連経路	
主幹4号(第22)	620.00	O	15.00 15.00	2.5					○ ○ ○ ○ ○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	10
主幹10号(第4)	1,358.00	O							○ ○ ○ ○ ○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	9
主幹1号	1,195.00	O	11.00 12.00	2.0		○(一部)	○		○ ○ ○ ○ ○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	9
主幹11号	2,475.00	O							○ ○ ○ ○ ○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	8
主幹6号(第6)	705.00	O			2.0				○ ○ ○ ○ ○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	7
主幹3号(第17)	2,015.00	O			2.0		○		○ ○ ○ ○ ○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	6
主幹2号(第63)	1,345.00	O			2.0				○ ○ ○ ○ ○				○	○ ○ ○ ○ ○	6
主幹8号	1,240.00	O			2.0						○		○	○ ○ ○ ○ ○	6
主幹5号	1,220.00	O			2.5				○ ○ ○ ○ ○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	6
22- 130	334.00	O	5.51 ~ 8.00		中野3-31	中野3-36	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	6
主幹9号	1,075.00	O			2.5						○		○	○ ○ ○ ○ ○	5
22- 120	850	m	~		中野3-36	中野3-40	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	5
41- 480	680.00	O	6.00 ~ 6.00		大和町3-33	大和町4-13	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	4
42- 580	798.00	O	5.04 ~ 5.59		若葉3-42	若葉1-30			○					○ ○ ○ ○ ○	4
14- 640	865.00	O	5.51 ~ 6.51		弥生町4-34	弥生町1-43	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	4
14- 500	452.00	O	10.47 ~ 10.97	2.0	弥生町2-1	本町3-7	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	4
14- 940	153.00	O	6.00 ~ 6.00		弥生町3-18	弥生町3-14	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	4
34- 950	167.00	O	6.17 ~ 13.17		江古田3-15	江古田3-14							○	○ ○ ○ ○ ○	4
34- 1520	370.00	O	12.00 ~ 12.00		江古田3-14	江古田3-14							○	○ ○ ○ ○ ○	4
区画整備5号	2500m				中野2-30				○ ○ ○ ○ ○		○			○ ○ ○ ○ ○	4
14- 840	138.00	O	4.52 ~ 4.61		弥生町2-16	弥生町2-15	○	○ ○ ○ ○ ○	○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	3
22- 40	161.00	O	5.50 ~ 7.77	2.2	中野4-6	中野4-3					○		○	○ ○ ○ ○ ○	3
23- 160	304.00	O	5.55 ~ 5.95		中央4-18	中央4-3					○		○	○ ○ ○ ○ ○	3
24- 610	220.00	O	5.34 ~ 5.45		中野5-64	中野5-56					○			○ ○ ○ ○ ○	3
34- 680	518.00		5.58 ~ 11.08		江原町2-21	江原町2-2							○	○ ○ ○ ○ ○	3
42- 10	179.00	O	5.41 ~ 7.90		野方5-6	野方5-3					○		○	○ ○ ○ ○ ○	3
42- 90	457.00	O	5.34 ~ 7.62		野方5-30	野方6-17					○			○ ○ ○ ○ ○	3
主幹7号	490.00	O			20						○		○	○ ○ ○ ○ ○	3
12- 220	444.00	O	10.80 ~ 11.00	2.2	弥生町5-7	弥生町5-23					○		○	○ ○ ○ ○ ○	3
23- 560	73.00	O	12.08 ~ 13.41	3.2	中央2-31	中央2-30					○		○	○ ○ ○ ○ ○	3
14- 520	582.00	O	4.17 ~ 6.24		弥生町1-38	本町2-7			○		○		○	○ ○ ○ ○ ○	3
23- 20	149.00	O	4.48 ~ 6.24		中央4-61	中央4-59					○		○	○ ○ ○ ○ ○	3
41- 160	225.00	O	6.00 ~ 6.00		大和町4-37	大和町1-14			○		○				2
24- 130	105.00	O	4.30 ~ 4.82		中野2-7	中野2-9					○		○	○ ○ ○ ○ ○	2

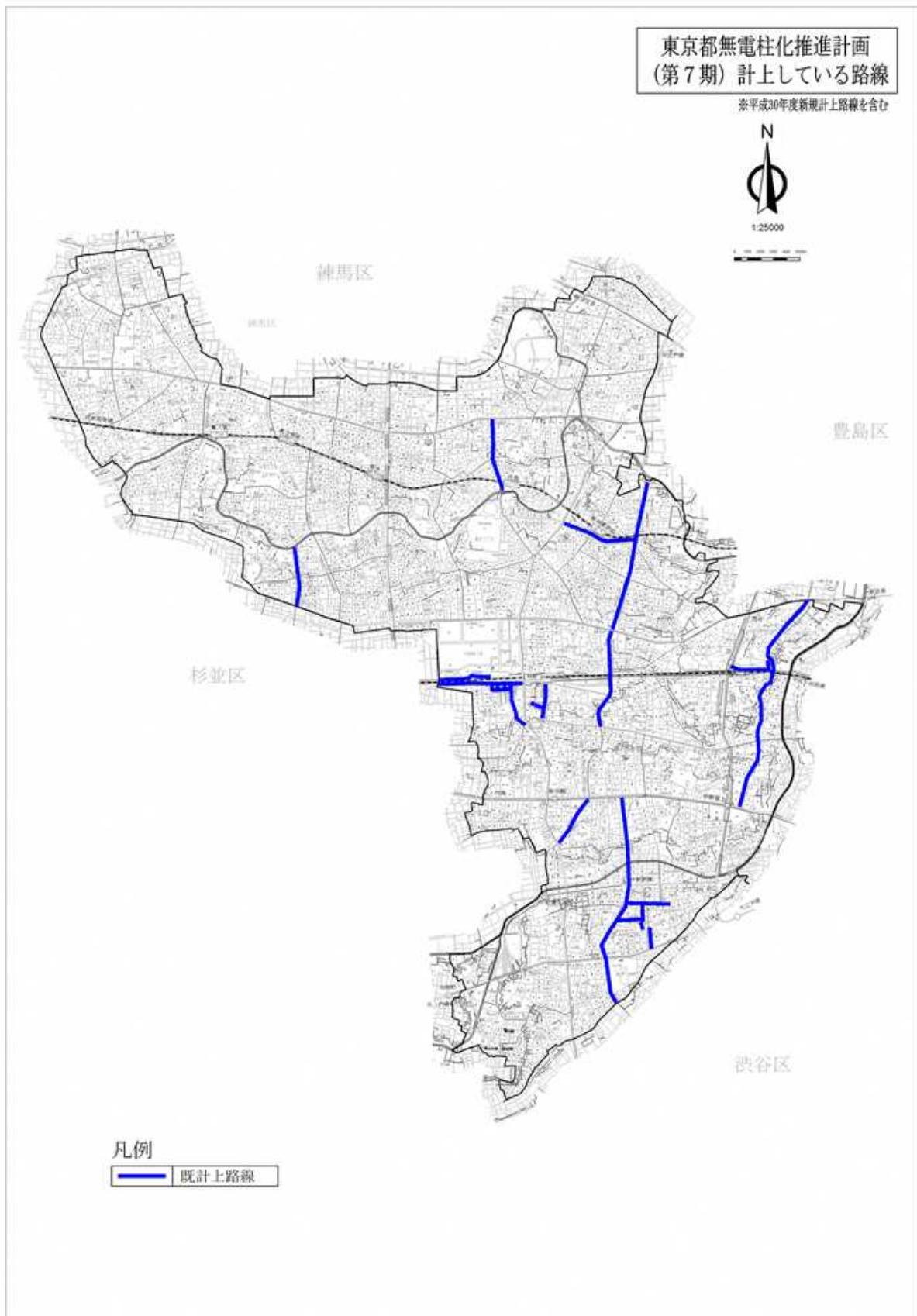
*1 準歩道：防護柵又はブロックなどによって車道部と分離された歩行者の通行の用に供する部分

道 路番号	道 路延長 (m)	道 路 形 式		道 路 幅員 (m)	歩道 幅員 (m)	起 点	終 点	無電化済	中 野 区 無 電 柱 化 推 進 方 针								(○) 合計			
									東京都市 電柱化推 進計画 上路線 (第7期)		10分年 計画 (H28.4)	無 電 柱 化 推 進 方 针		① 都市計画 道路等 まちづく り事業	② 緊急輸送 道路(a)	不燃化 特区 既存生活 施設整備 促進対象 地区 まちづく り計画(c)	③ ④			
		歩道	※1 準歩道 面積									【歩道】 2.0m 以上	公有地隣 接道路	道 路改修 予定沿線	觀光資源	觀光カマ ー	商店街			
26- 220	29200		○	7.97 ~ 8.22		東中野1-59	東中野1-51											○	2	
32- 1160	24200		○	6.82 ~ 8.45		上高田5-47	上高田5-28											○	2	
34- 590	102800		○	7.87 ~ 8.19		江古田2-1	江古田3-25											○	2	
42- 1000	75800		○	5.31 ~ 6.20		高宮3-19	高宮1-24											○	2	
42- 1100	32400		○	5.87 ~ 6.12		高宮3-32	高宮3-13											○	2	
42- 1150	35200		○	5.22 ~ 6.14		高宮3-18	高宮3-45											○	2	
主幹14号	2,155.00		○									○	○							2
32- 160	229.00		○	5.92 ~ 6.08		新井5-4	新井5-11						○					○	2	
32- 870	649.00		○	7.93 ~ 9.70		上高田4-36	上高田5-9					○					○		2	
34- 40	848.00		○	7.83 ~ 8.12		江古田2-12	江古田1-4										○	○	2	
34- 110	635.00		○	5.21 ~ 6.09		江古田3-5	江古田1-16										○	○	2	
41- 260	250.00		○	5.09 ~ 5.58		大和町2-30	大和町2-8			○			○						2	
23- 200	842.00		○	4.00 ~ 4.75		中央3-51	中央2-22										○	○	2	
45- 160	431.00		○	8.00 ~ 10.00		上高宮3-7	上高宮1-26			○									1	
11- 210	357.00		○	4.59 ~ 11.00		南台3-43	南台3-26										○		1	
11- 220	212.00		○	6.00 ~ 6.00		南台3-46	南台3-45										○		1	
11- 470	115.00		○	5.80 ~ 6.09		南台5-22	南台5-20										○		1	
11- 670	469.00		○	4.00 ~ 6.00		南台5-28	南台5-24										○		1	
11- 690	401.00		○	11.00 ~ 11.08		南台5-18	南台5-25			○									1	
12- 200	203.00		○	4.00 ~ 4.00		弥生町5-23	弥生町5-24										○		1	
13- 130	535.00		○	5.40 ~ 6.41		南台2-29	南台1-9										○		1	
14- 470	375.00		○	5.31 ~ 5.69		弥生町2-10	弥生町1-58										○		1	
14- 510	182.00		○	5.29 ~ 5.70		弥生町1-55	本町2-8										○		1	
14- 710	136.00		○	4.68 ~ 5.64		弥生町4-18	弥生町4-1										○		1	
14- 1160	127.00	○		5.99 ~ 6.03	24	本町2-48	本町2-47						○						1	
23- 10	24.00		○	6.17 ~ 6.54		中央4-61	中央4-60					○							1	
24- 10	43.00		○	4.39 ~ 4.51		中野2-29	中野2-28										○		1	
24- 180	190.00		○	4.35 ~ 4.66		中野1-51	中野1-44										○		1	
26- 170	600.00		○	4.00 ~ 4.00		東中野1-1	東中野5-30					○							1	
26- 330	65.00		○	8.16 ~ 8.22		東中野5-4	東中野5-2					○							1	
31- 1000	11.00		○	5.64 ~ 7.90		新井3-37	新井3-38										○		1	
32- 80	205.00		○	5.59 ~ 6.32		新井1-38	新井1-35										○		1	
32- 150	162.00		○	5.80 ~ 6.06		新井5-1	新井5-6										○		1	
32- 580	1,005.00		○	5.58 ~ 8.08		新井5-5	上高田1-9										○		1	
32- 700	202.00		○	4.73 ~ 5.45		上高田3-31	上高田3-19					○							1	
32- 710	106.00		○	5.32 ~ 5.52		上高田3-41	上高田3-19										○		1	
32- 1110	355.00		○	5.30 ~ 8.03		板が丘1-23	板が丘1-33										○		1	
34- 50	74.00		○	7.84 ~ 10.52		江古田1-37	江古田1-13										○		1	
34- 610	303.00		○	5.95 ~ 8.40		江古田2-9	江古田3-10										○		1	
34- 670	748.00		○	5.34 ~ 5.62		江古田3-6	江原町2-29										○		1	
34- 920	195.00		○	5.37 ~ 5.61		江古田2-16	江古田2-13										○		1	
42- 1110	68.00		○	4.19 ~ 4.46		高宮3-17	高宮3-23										○		1	
42- 1160	72.00		○	4.28 ~ 4.32		高宮3-19	高宮3-21										○		1	
42- 1230	100.00		○	4.02 ~ 5.50		若宮3-58	若宮3-58					○							1	
45- 170	1,061.00	○		5.12 ~ 11.01		上高宮2-1	上高宮3-12			○									1	
主幹13号	1,085.00		○									○							1	
補助215号	1,260.00									○									1	
34- 60	117.92		○	5.87 ~ 6.11		江古田1-9	江古田1-10										○		1	
41- 120	424.70		○	5.28 ~ 5.50		大和町1-9	大和町2-2										○		1	
43- 250	251.98	○		10.97 ~ 11.20		高宮2-3	高宮2-18										○		1	
34- 1160	249.40	○		6.00 ~ 7.07		江古田4-21	江古田4-20										○		1	
34- 1170	384.67	○		11.00 ~ 11.20		江古田4-36	江古田4-21										○		1	
22- 440	64.99	○		14.13 ~ 14.69		中野4-17	中野4-16										○		1	
14- 1190	37.29		○	5.00		弥生町3-6	弥生町3-6			○									1	
14- 1200	58.18		○	5.00		弥生町3-6	弥生町3-6			○									1	

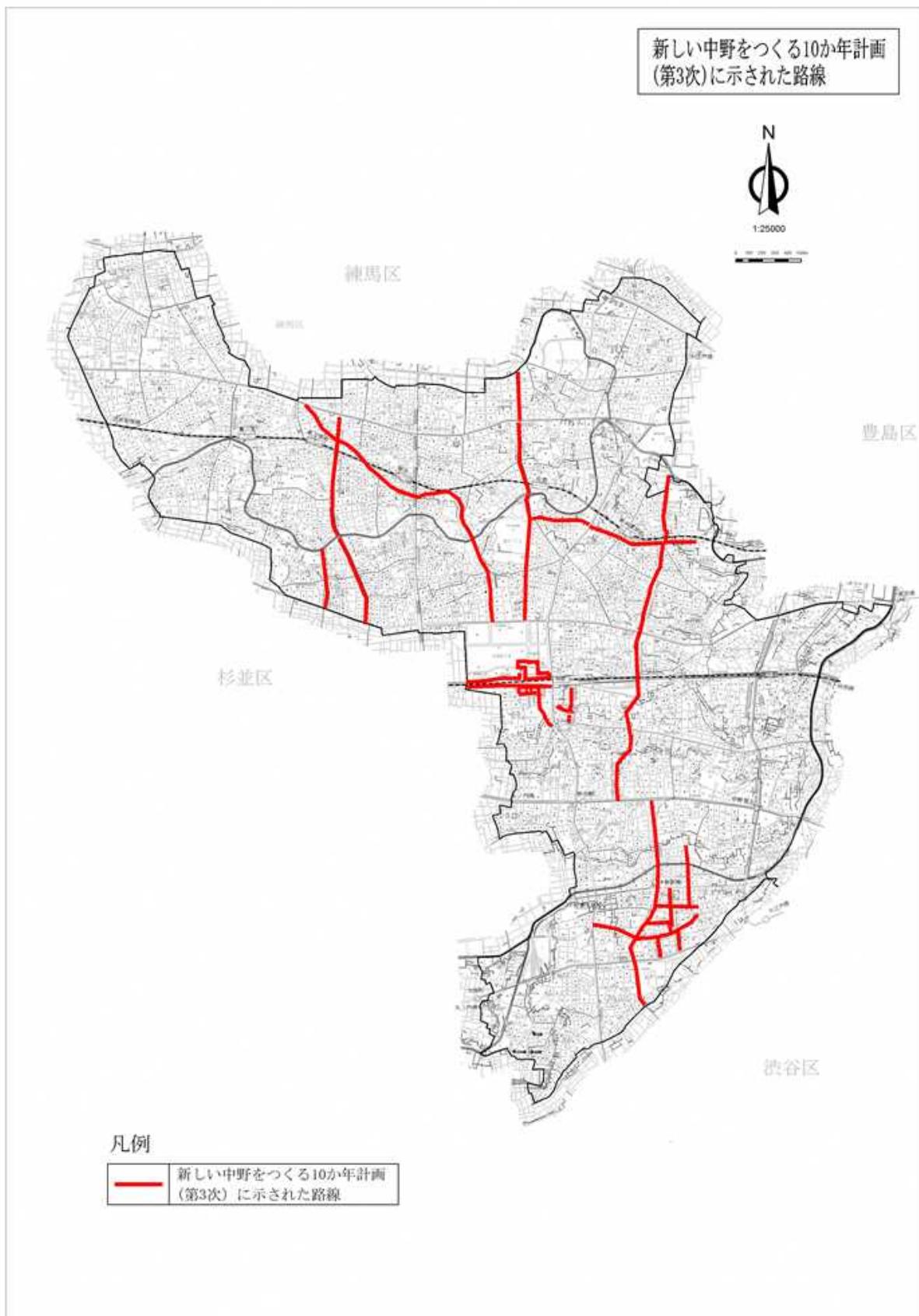
※1 準歩道：防護柵又はブロックなどによって車道部と分離された歩行者の通行の用に供する部分

(3) 評価項目ごとの路線図

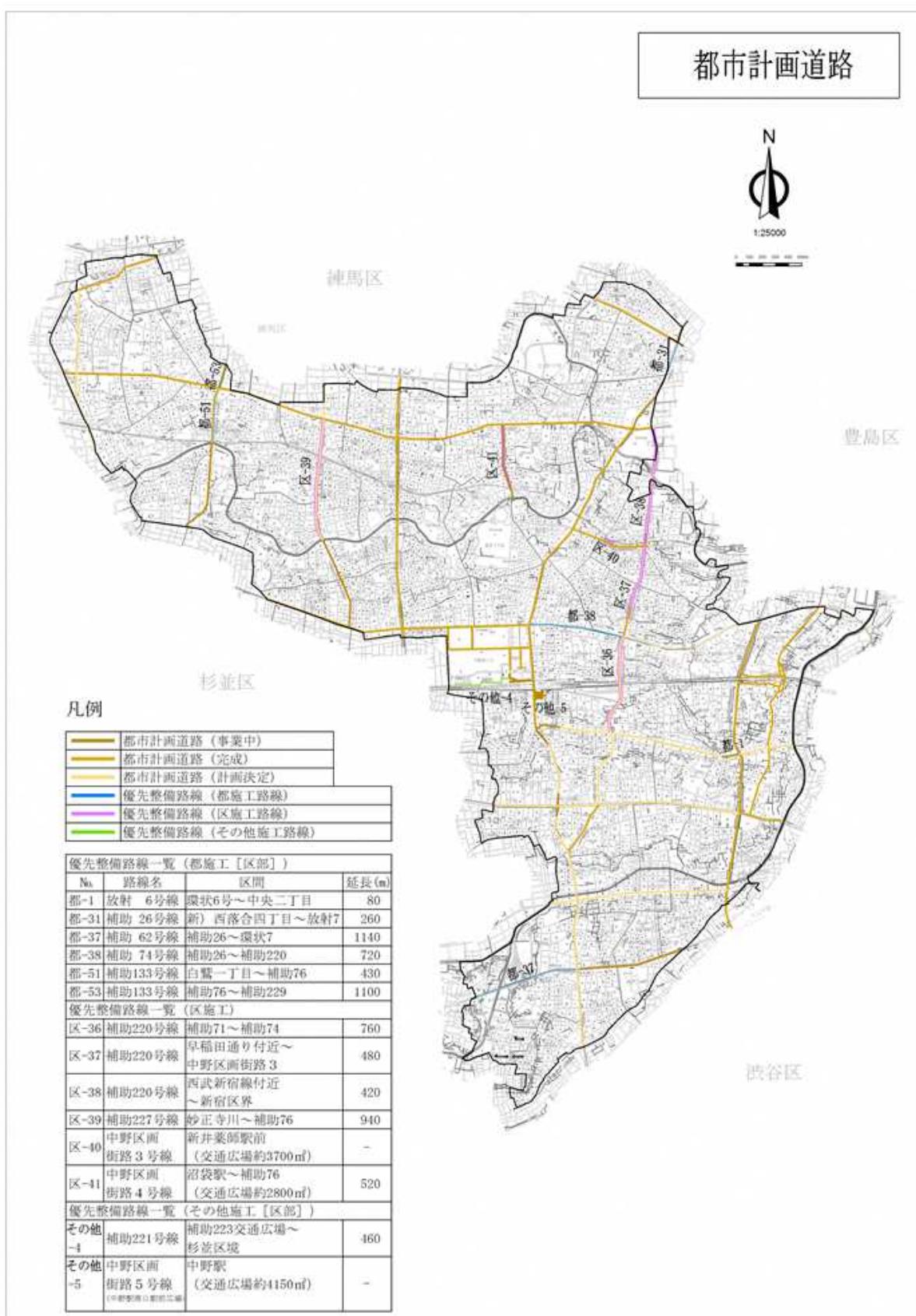
【東京都無電柱化推進計画（第7期）に計上している路線】



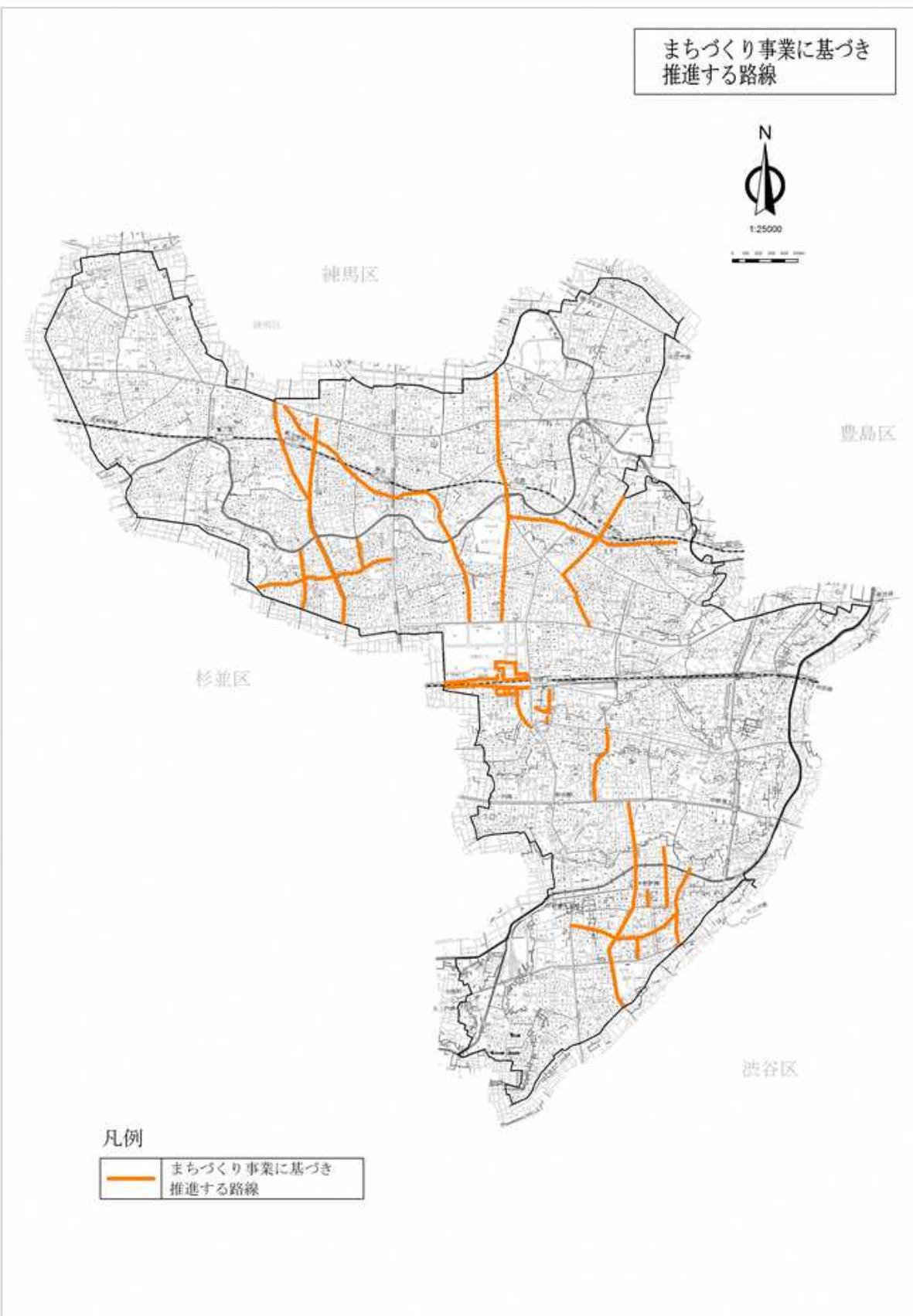
【新しい中野をつくる10か年計画（第3次）に示された路線】



【都市計画道路】



【まちづくり事業に基づき推進する路線】

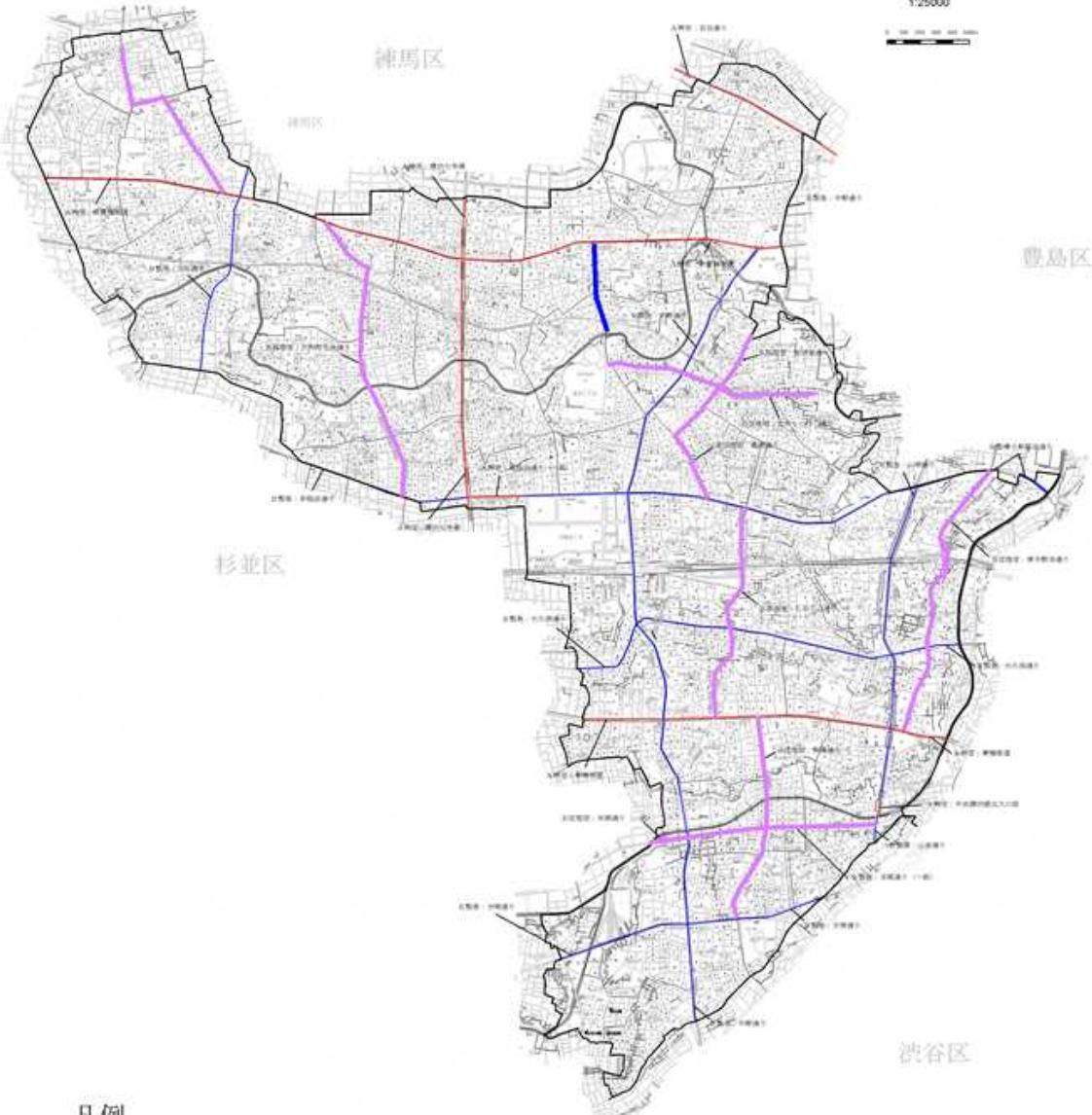


【緊急輸送道路】

緊急輸送道路



1:25000

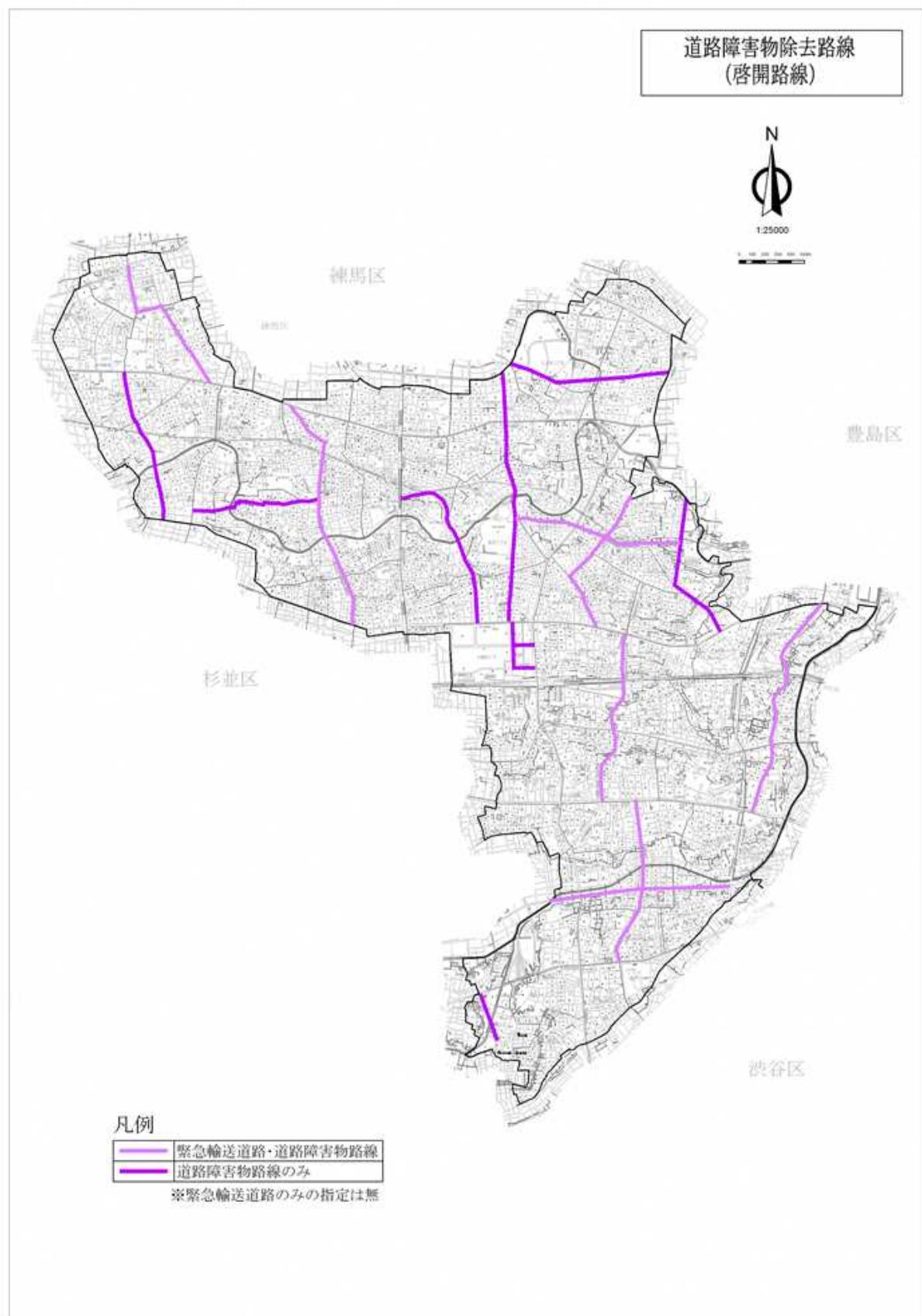


凡例

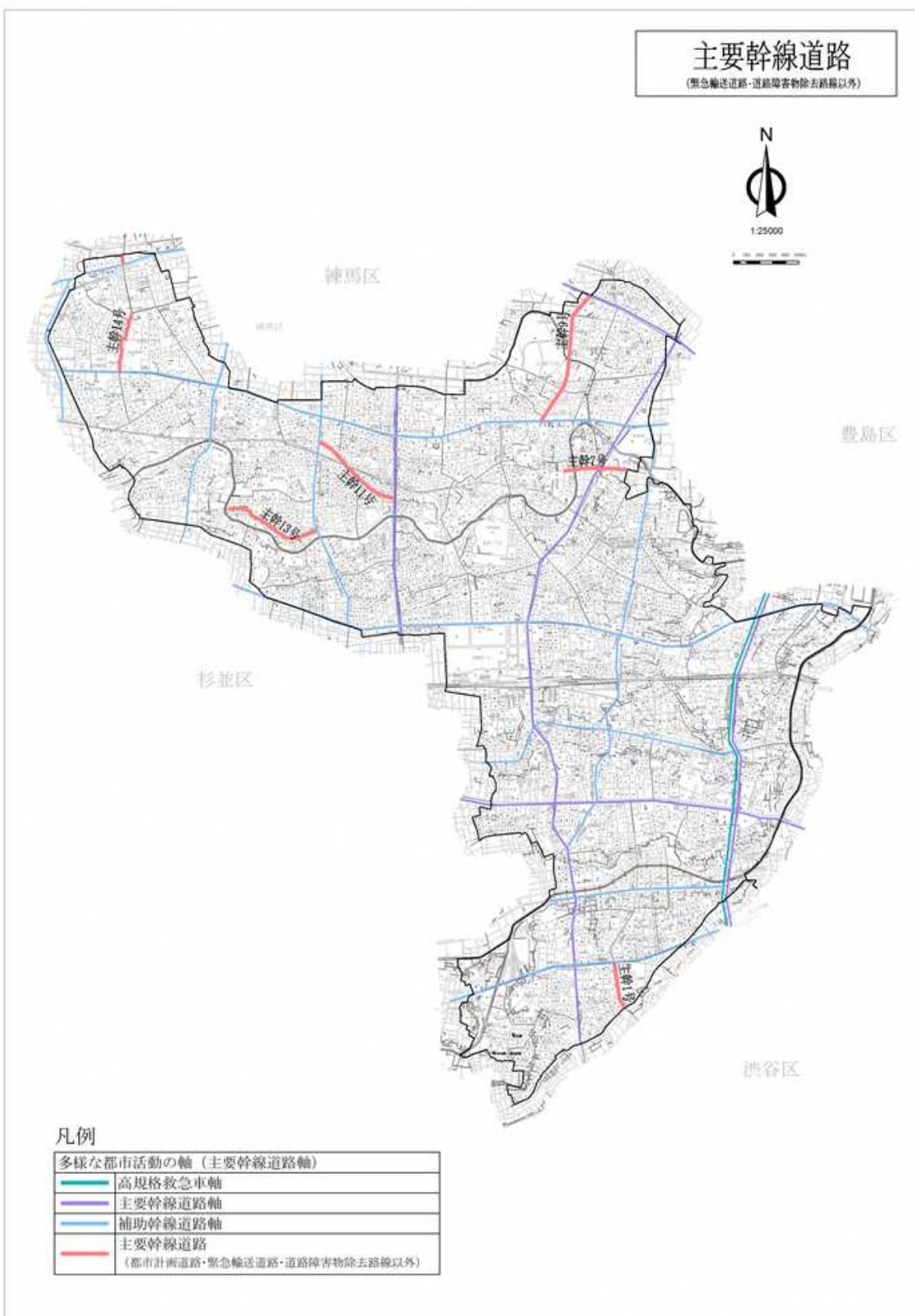
■	特定緊急輸送道路
■	緊急輸送道路（都道）
■	緊急輸送道路・道路障害物路線（区道）

※緊急輸送道路のみの指定は無

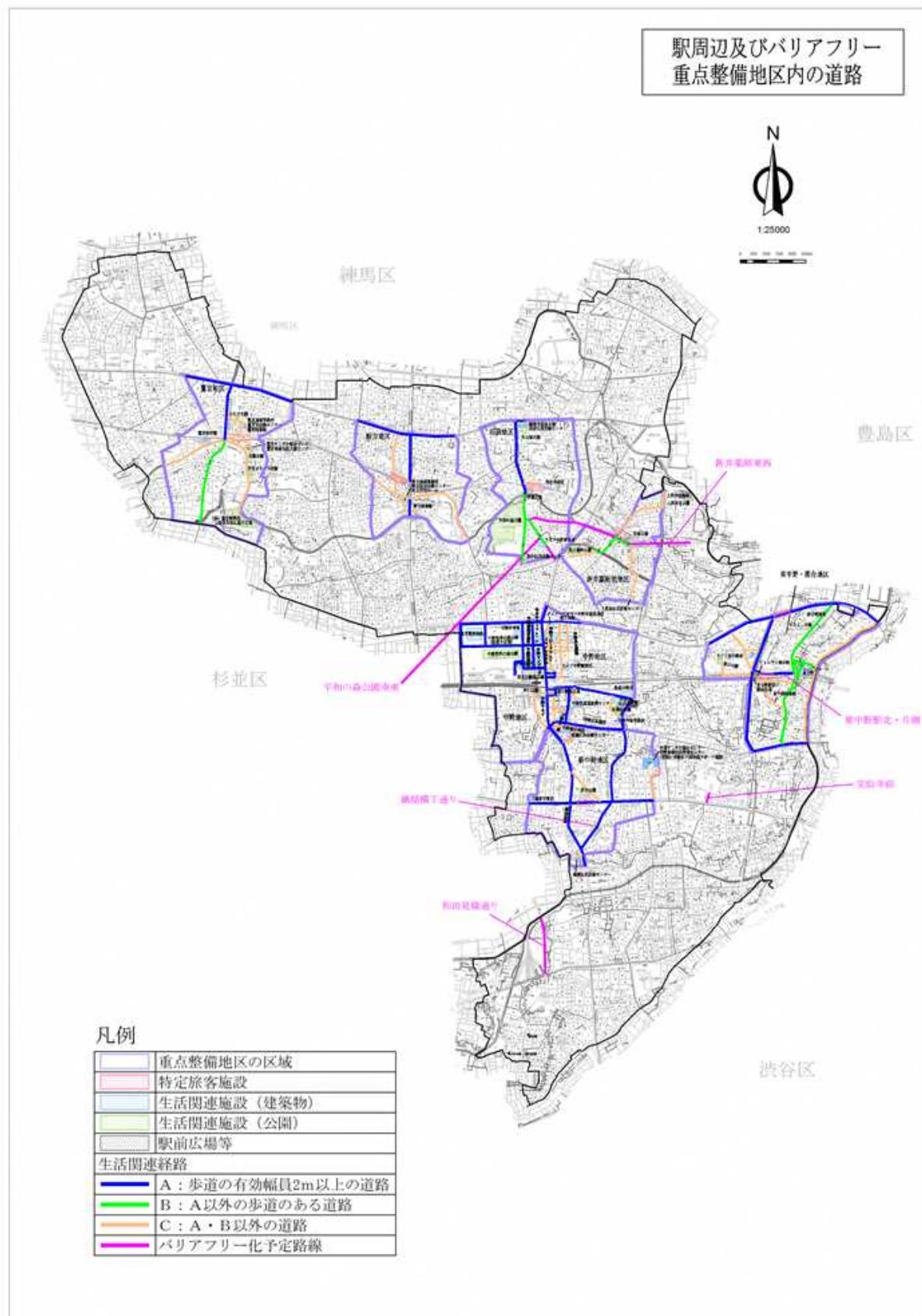
【道路障害物除去路線（啓開道路）】



【主要幹線道路（緊急輸送道路・道路障害物除去路線以外）】

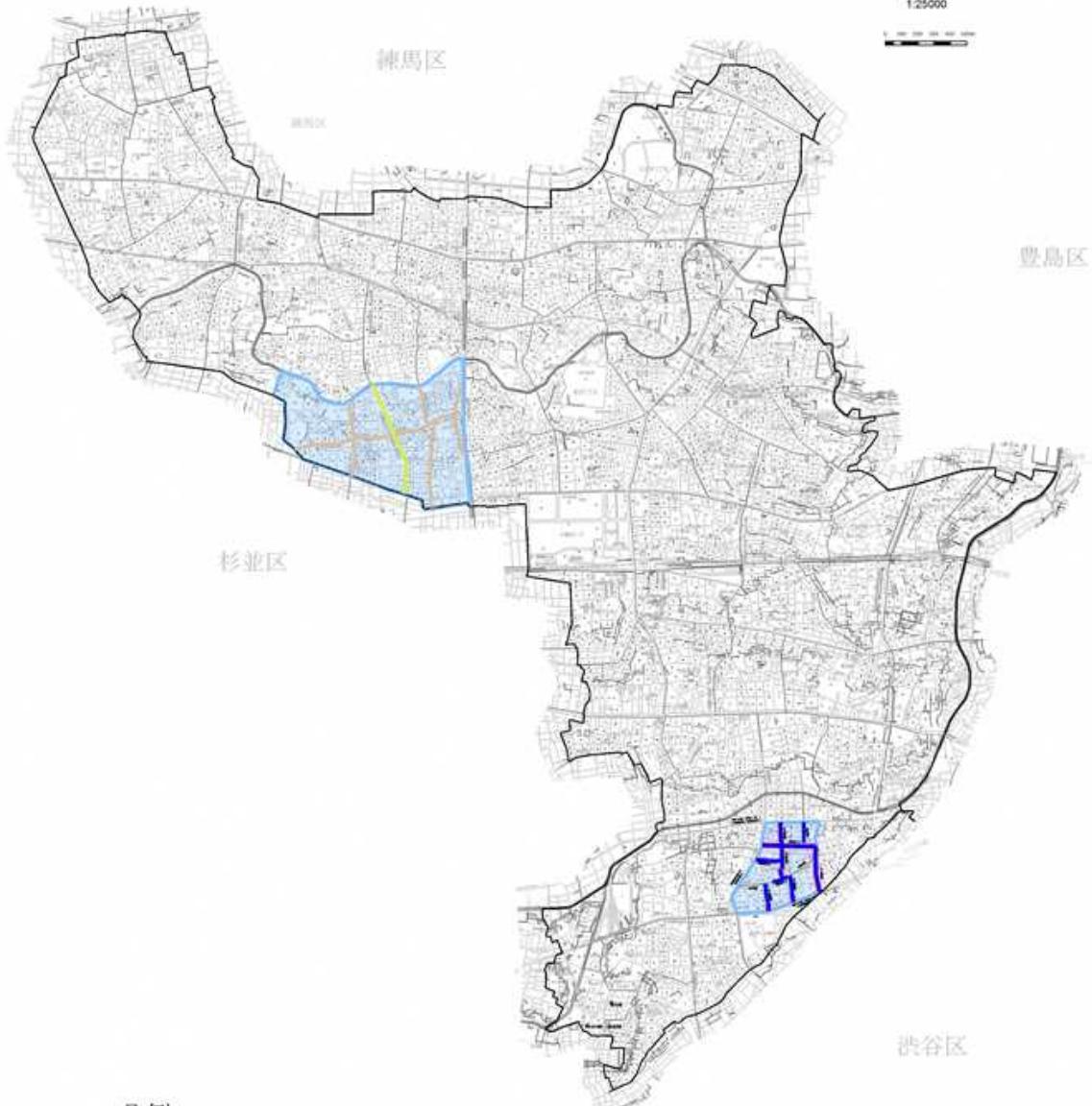


【駅周辺及びバリアフリー重点整備地区内の道路】



【不燃化特区区域内の避難経路等】

不燃化特区区域内の
避難経路等



凡例

■	不燃化特区区域
■	特定整備路線
■	避難道路(大和町)
■	避難道路(弥生町三丁目)
■	避難経路ネットワーク

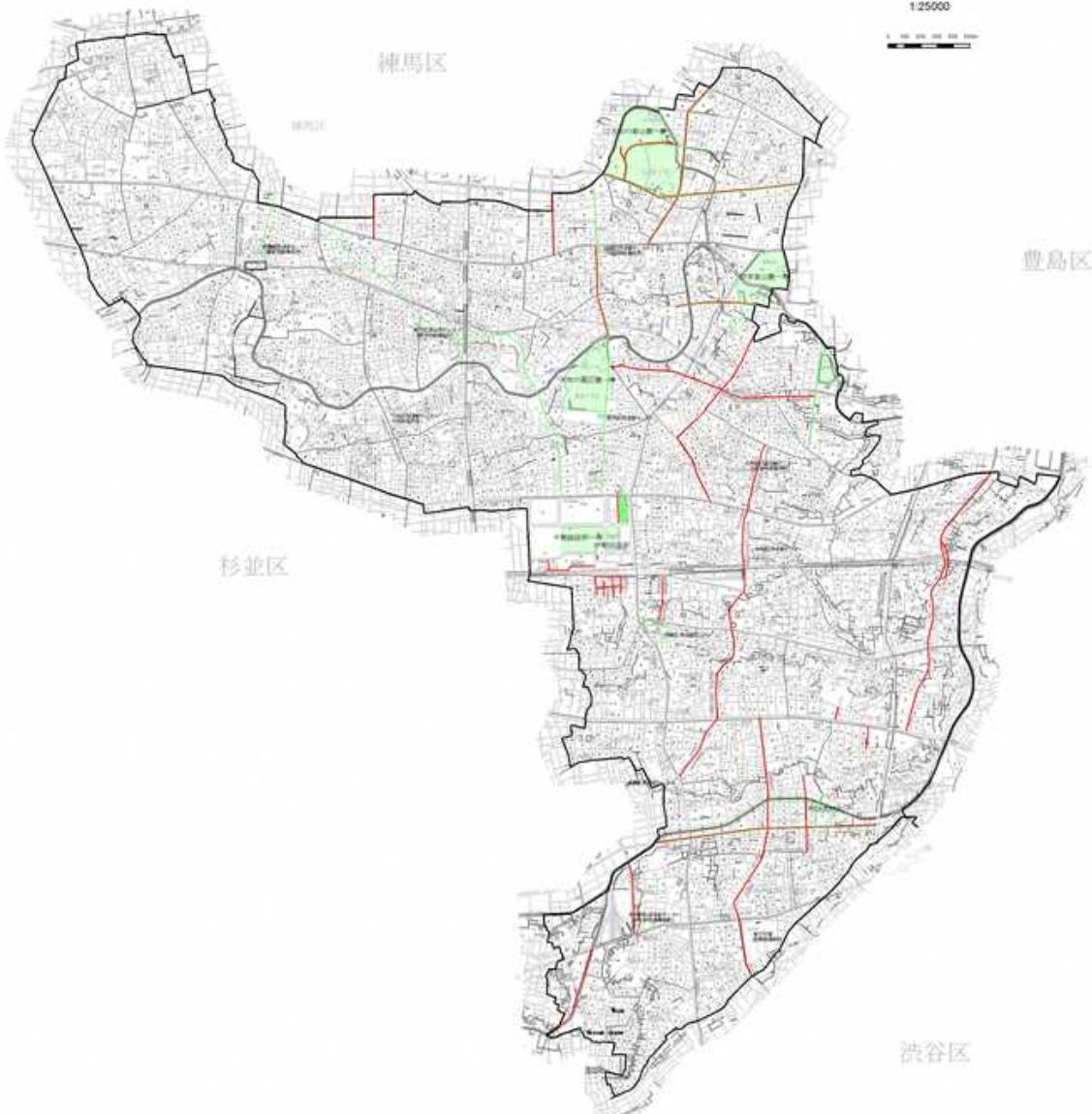
【歩道幅員_2.0m以上 の路線】

【公有地が隣接する路線】

歩道幅員2.0m以上 の路線
公有地が隣接する路線



1:25000



凡例

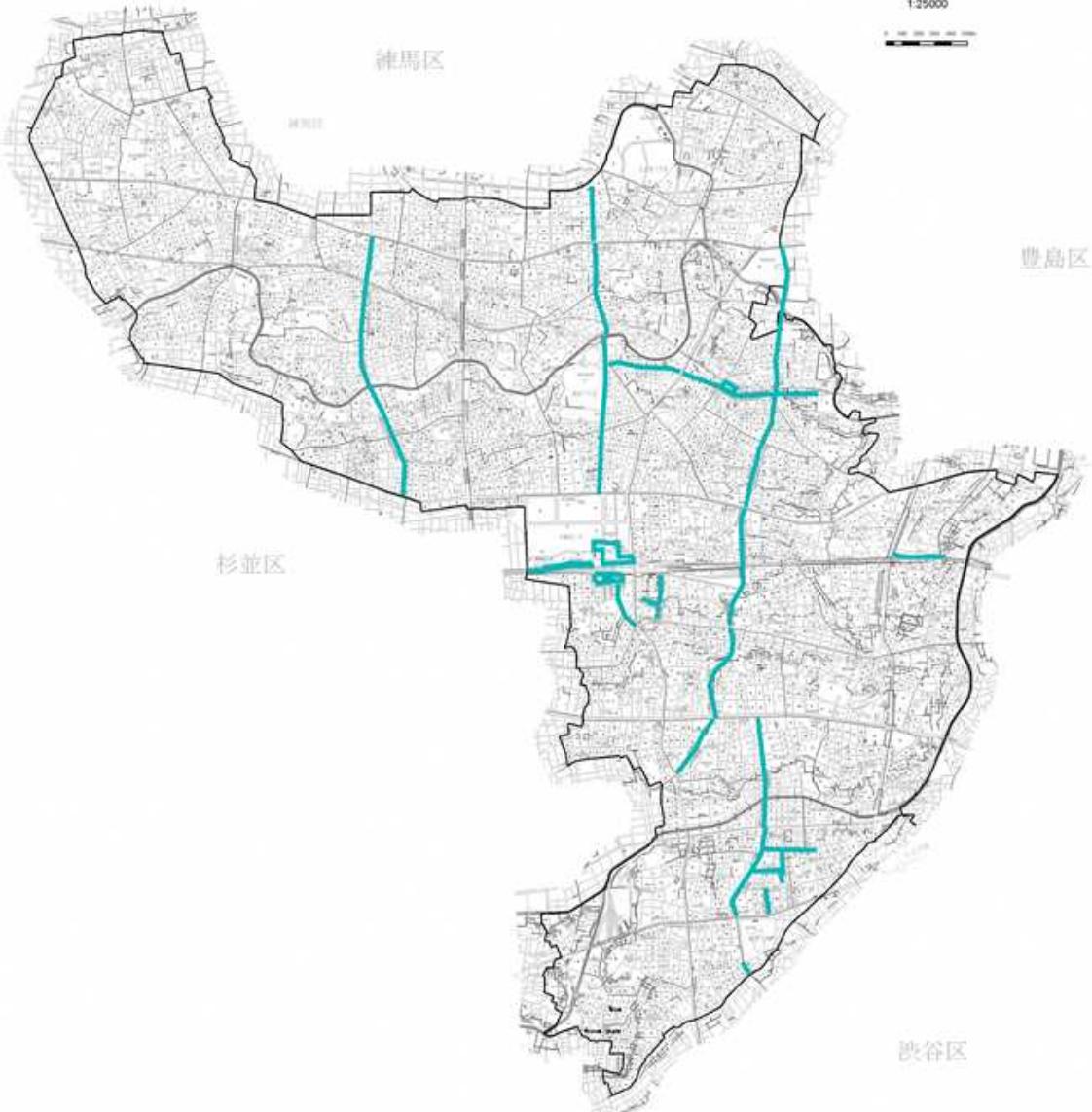
■	歩道2.0m以上
■	公有地隣接道路
■	公有地

【道路改修予定路線】

道路改修予定路線



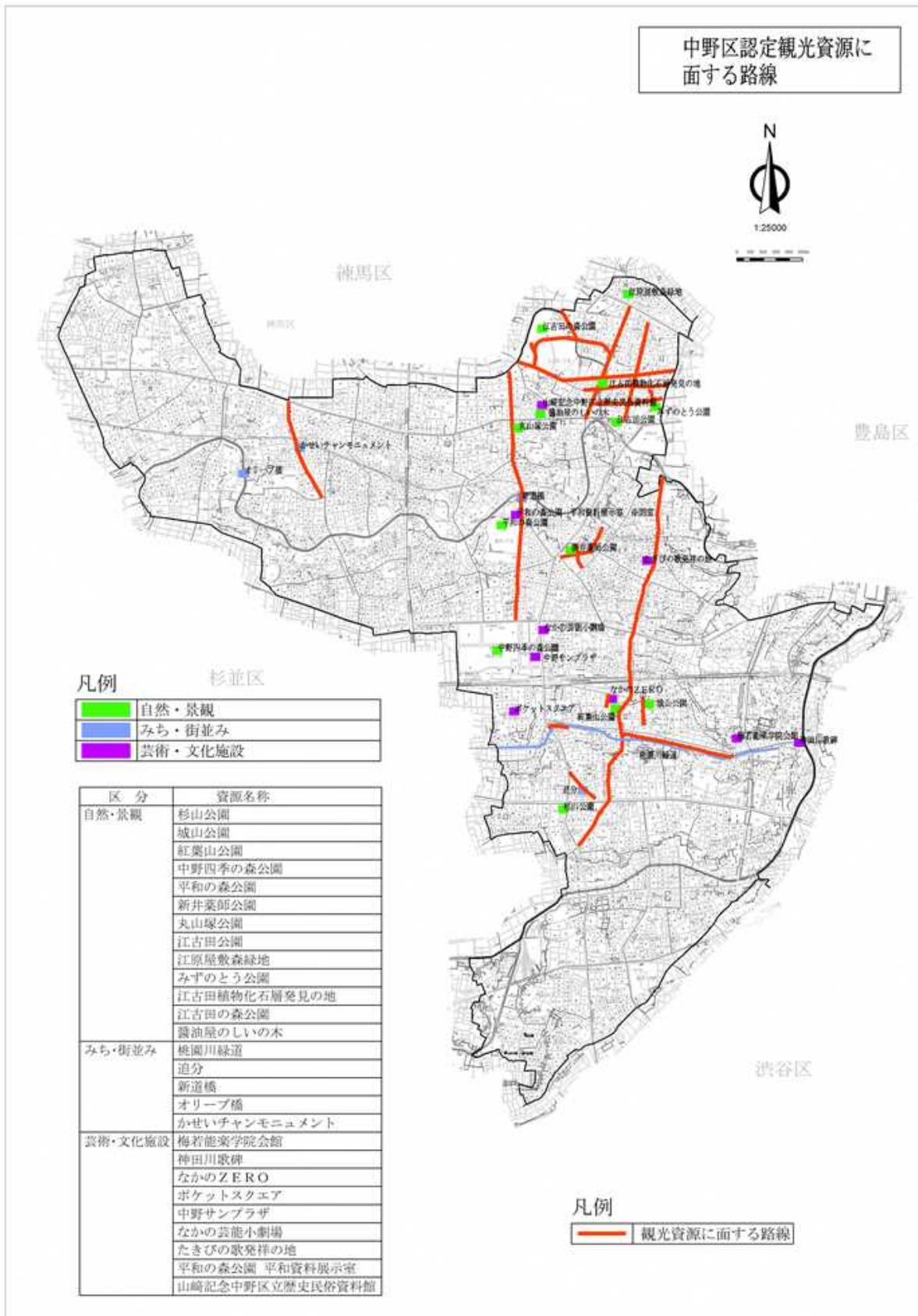
1:25000



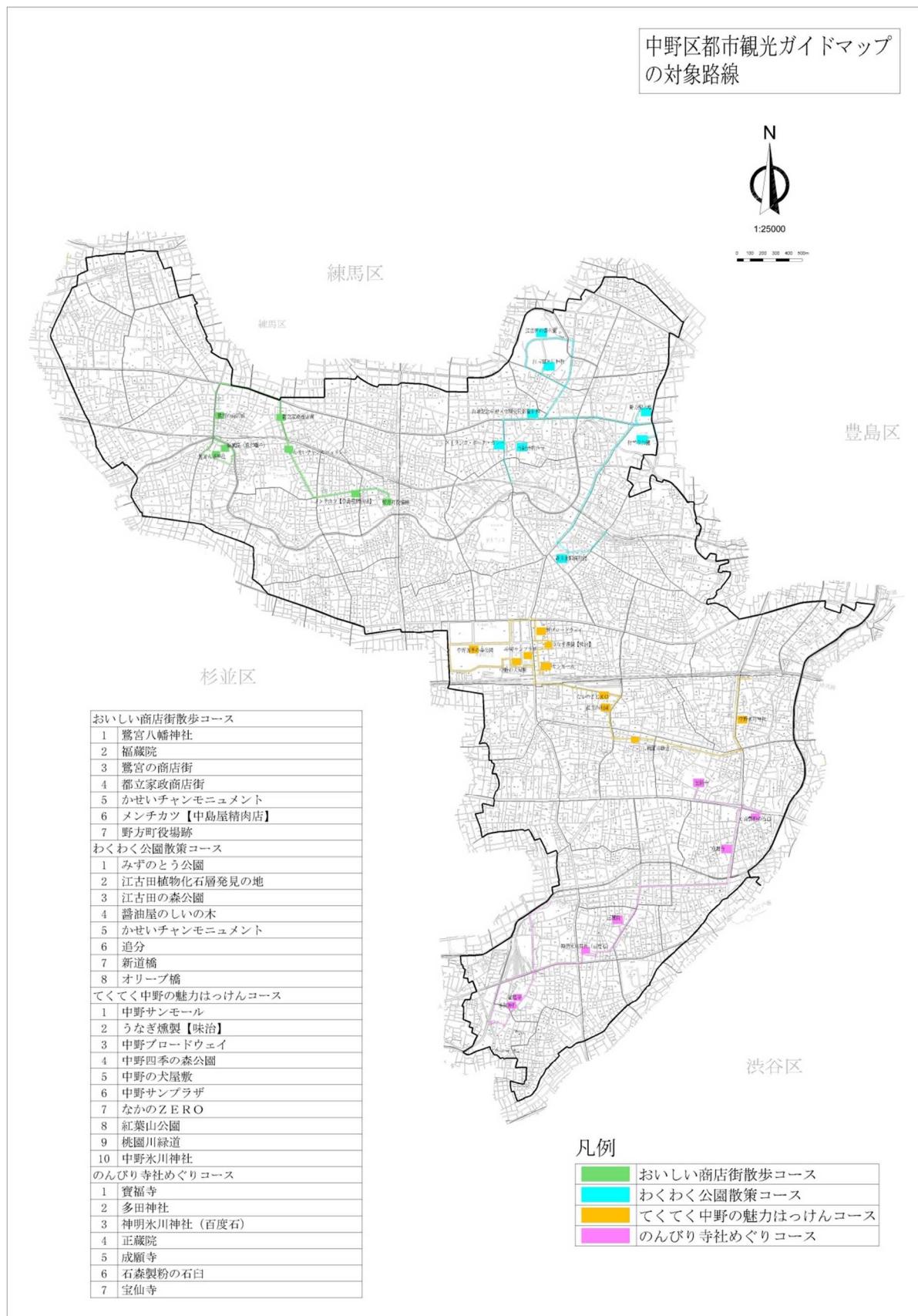
凡例

— 道路改修予定路線

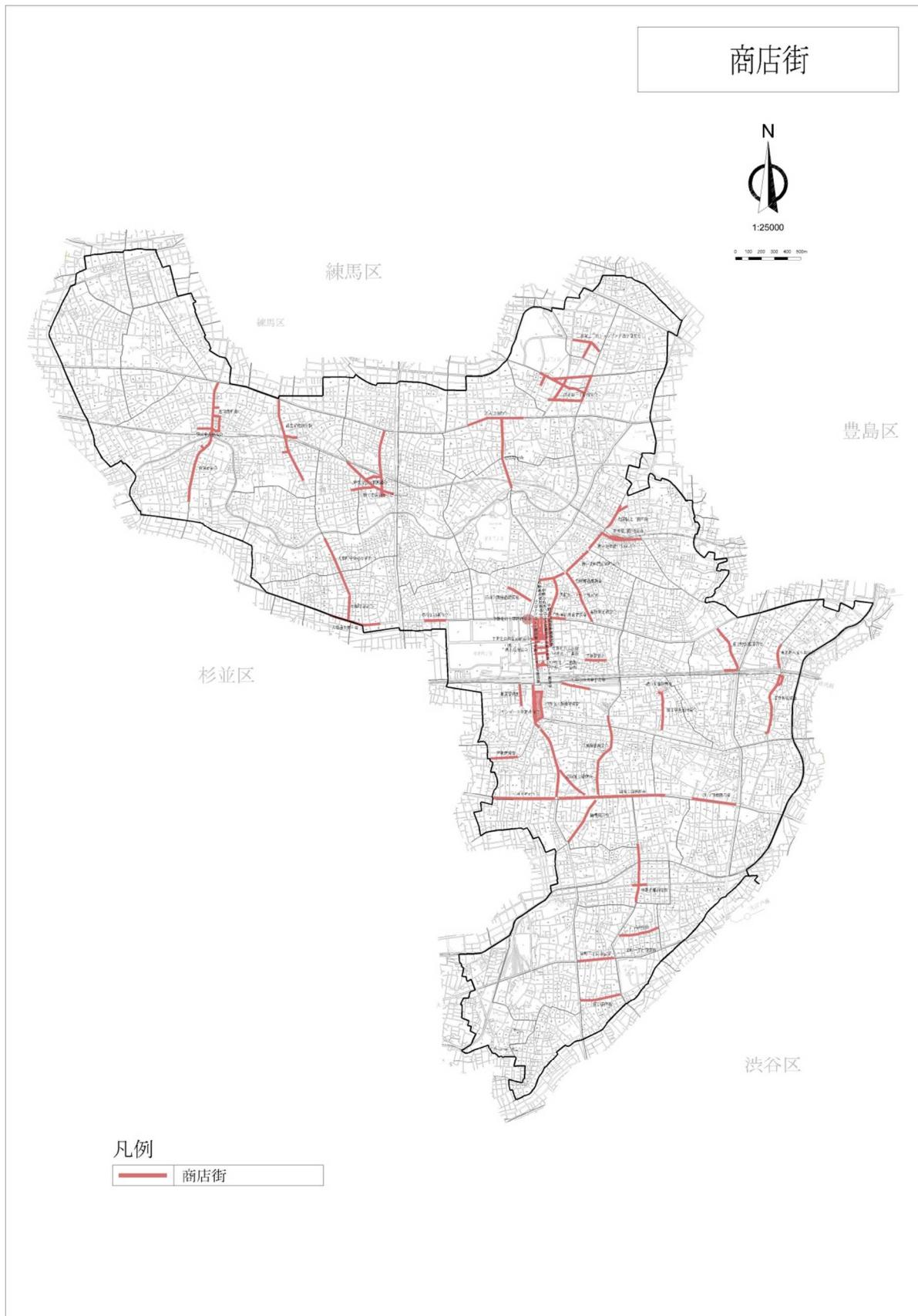
【中野区認定観光資源に面する路線】



【中野区都市観光ガイドマップの対象路線】



【商店街】



【用語解説】

行	用語	説明
あ 行	移設補償費	電線共同溝整備工事により支障となる既存埋設物の移設費用について、道路管理者が占用企業者に支払う補償費のこと。
	インフラ	道路・電気・通信・水道・ガス・下水・公共施設など産業や生活の基盤となる施設のこと。
	裏配線方式	無電柱化を行う主要な通りの裏通りから、各戸へ架空線で電線類を引き込む方式のこと。
か 行	関係事業者	電力・通信の電線類を所有する企業者とガス・水道などの埋設物企業者等のこと。
	既存ストック活用	電力・通信の管路やマンホール等の既存埋設物（設備）を電線共同溝の一部として活用すること。
	緊急輸送道路	阪神淡路大震災での教訓を踏まえて、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路のこと。（第1次～第3次まで設定）
	区市町村無電柱化事業に対する補助制度	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき実施する無電柱化事業に対して、区市町村が実施する電線共同溝事業に要する経費について、都が補助金を交付する制度のこと。
	建設負担金	電線共同溝の建設に要する費用のうち、電線共同溝の建設によって支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して算出した額のこと。
	小型ボックス方式	小型化したボックス内に電力・通信ケーブルを収容し、従来の電線共同溝に比べて低コストでコンパクトな方式のこと。
	公開空地	建築基準法の総合設計制度に基づいて、開発事業敷地内に設けられた空地のうち、一般に開放され自由に通行又は利用できるオープンスペースのこと。有効面積に応じて、容積率の割増しや高さ制限の緩和が受けられる。
さ 行	災害拠点病院	災害時において、主に重症者の収容・治療を行うために指定された病院のこと。
	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業のこと。
	自治体管路方式	地方公共団体が管路やマンホールを敷設し、電線管理者がその管路を利用して入線すること。管理等は、地方公共団体が実施。
	浅層埋設	管路を従来よりも浅い位置に埋設すること。埋設位置が浅くなることで、掘削土量が削減され、コスト縮減と工期短縮になる。
	ソフト地中化	電線類の地中化において、地上機器（変圧器等）の設置が困難な場合に、変圧器を街路灯などの柱上に設置すること。
	社会资本整備総合交付金	国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金のこと。
た 行	単独地中化方式	電線管理者が自らの費用で地中化を行い、整備後も管理すること。
	地上機器	高圧の電気を低圧に変更する変圧器や電気の流れを切り替える開閉器で、無電柱化する場合、地上に設置する箱状の機器のこと。
	地方ブロック無電柱化協議会	全国を10ブロックに分けて、道路管理者、電線管理者、地方公共団体等の関係者が構成され、無電柱化実施予定箇所をとりまとめて事業を推進している協議会のこと。
	直接埋設方式	電線類を直接地中に埋設すること。沿道開発や修繕に伴う舗装撤去時のケーブル防護方法等が課題。
	通信事業者	固定電話や携帯電話、有線放送、ケーブルテレビなどの通信サービスを提供する事業者のことで、正式には電気通信事業者という。
	電線管理者	電力会社やNTTなど電力線、通信線を所有し管理している企業者等のこと。

	電線共同溝方式	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、道路の地下空間を活用して2以上の電力又は通信ケーブルをまとめて収容する電線類地中化方式のこと。
	電線共同溝路線指定	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線共同溝を整備すべき道路として指定し、電柱・電線の設置を制限すること。
	道路管理者	道路法で認定された道路の維持管理をする機関のこと。道路の種別により管理者が異なる。
	道路工事調整会議	年間工事計画の決定及び調整を図るため、道路管理者、占用企業者等によって、工事時期、施工方法等の調整を行う会議のこと。
	道路占用	道路上の電柱や道路地下の上下水道管、ガス管など一定の施設を設置し、継続して道路を使用すること。
	道路区域	道路法が適用される土地の範囲のこと。
た行	東京都無電柱化チャレンジ支援事業	無電柱化の事業化に向けた検討に要する費用や、支障移設や本体構築等の工事に要する費用に対して補助を行う事業。また、電線管理者等の関係事業者と低コスト化に向けた技術検討を行い、その成果を区市町村に提供する事業。
	都市開発諸制度	公開空地等の確保など公共的な貢献を行う良好な建築計画に対して、容積率などの緩和を行う制度のこと。再開発等促進区、特定街区、高度利用地区、総合設計の4制度の総称。
	都市計画道路	都市計画法に基づく、安全かつ快適な交通を確保するとともに、災害時には延焼遮断機能や避難路としての役割を果たすなど、多面的な機能を有する都市の骨格となる道路のこと。
	土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業のこと。
な行	軒下配線方式	無電柱化しようとする通りの脇道に電柱を設置し、そこから各家屋の軒下・軒先沿いに配線し、各戸に引き込む方式のこと。
は行	引込管	需要家（建物等）へ電力及び通信ケーブルを引込むために設けられる管路のこと。
	避難道路	東京都が指定する道路であって、震災時に避難場所まで遠距離避難を余儀なくされる避難圏域内の住民が、指定された避難場所へ安全に避難するための道路のこと。
ま行	無電柱化	道路の地下空間を活用して、電線類を地中化すること、又は、裏通りからの配線、軒下等の配線により、道路から電柱をなくすこと。
	無電柱化事業中	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき路線指定を行い、事業を実施している路線のことを指す。
	無電柱化率	道路の総延長に対する無電柱化された道路延長の割合(%)のこと。
や行	要請者負担方式	優先度の低い路線等において、費用を全額要請者が負担すること。

中野区無電柱化推進計画

令和元年 11 月 印刷物登録番号 : 31 中都道第〇〇〇〇号

■編集・発行 中野区都市基盤部道路課
〒164-8501
東京都中野区中野 4 丁目 8 番 1 号
TEL : (03) 3228-8844
FAX : (03) 3228-5674
E-Mail : doro@city.tokyo-nakano.lg.jp
